

3-2 社会的状況

3-2-1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

事業実施想定区域が位置する中泊町と五所川原市、及び隣接する外ヶ浜町における過去5年間(2021年度～2025年度)の人口及び世帯数の推移を、表3-2-1-1及び図3-2-1-1にそれぞれ示す。

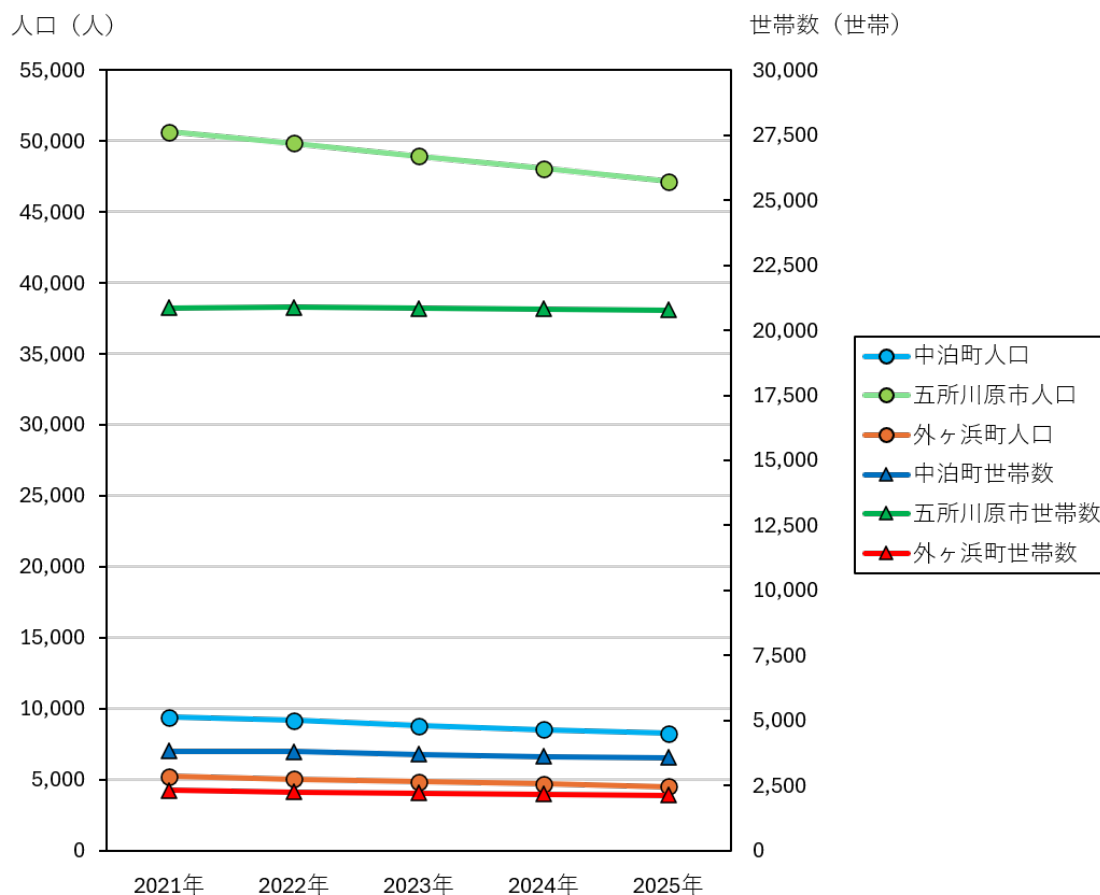
いずれの市町でも人口は減少傾向を示しているが、世帯数は概ね横ばいで推移しており、急激な居住環境の変化はみられない。

表 3-2-1-1 人口及び世帯数の推移

区 分		2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
中泊町	人 口	9,390	9,154	8,791	8,526	8,235
	世帯数	3,826	3,807	3,690	3,620	3,561
五所川原市	人 口	50,654	49,875	48,938	48,071	47,185
	世帯数	20,870	20,878	20,847	20,819	20,782
外ヶ浜町	人 口	5,218	5,043	4,844	4,671	4,512
	世帯数	2,300	2,254	2,213	2,159	2,128

注) 各年度 10 月 1 日時点の人口及び世帯数

出典：青森県ホームページ「青い森オープンデータカタログサイト（青森県の推計人口-年報-2021 年～2025 年）」



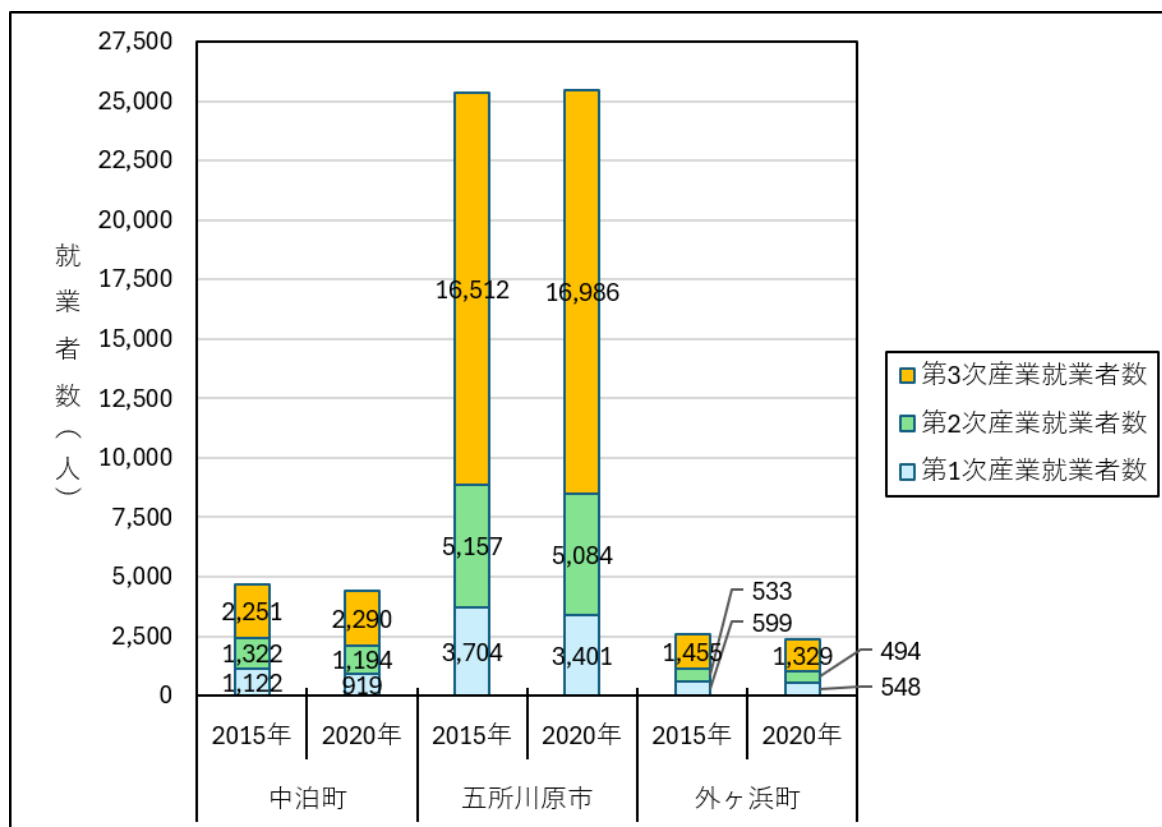
出典：青森県ホームページ「青い森オープンデータカタログサイト（青森県の推計人口-年報-2021 年～2025 年）」

図 3-2-1-1 人口及び世帯数の推移

(2) 産業の状況

事業実施想定区域が位置する中泊町と五所川原市、及び隣接する外ヶ浜町における産業別就業者を表 3-2-1-2 及び図 3-2-1-2 に示す。

就業者数はいずれも減少しているものの、中泊町及び五所川原市では第 3 次産業就業者数は増加傾向にある。一方で、外ヶ浜町では第 3 次産業就業者数も減少しており、地域により産業構造の変化の傾向に違いがみられる。



出典：2015 年国勢調査、2020 年国勢調査(総務省)

図 3-2-1-2 産業別就業者数割合

表 3-2-1-2 産業別就業者数

(各年の10月1日現在)

地 域 分 類		中泊町				五所川原市				外ヶ浜町			
		2015年		2020年		2015年		2020年		2015年		2020年	
		就業者 (人)	割合 (%)	就業者 (人)	割合 (%)	就業者 (人)	割合 (%)	就業者 (人)	割合 (%)	就業者 (人)	割合 (%)	就業者 (人)	割合 (%)
第一次産業	農 業	850	17.9	683	15.5	3,442	13.1	3,120	12.2	34	1.3	26	1.1
	林 業	35	0.7	36	0.8	77	0.3	93	0.4	447	17.2	417	17.6
	漁 業	237	5.0	200	4.5	185	0.7	188	0.7	599	23.1	548	23.1
	小 計	1,122	23.7	919	20.9	3,704	14.1	3,401	13.4	1	0.0	1	0.0
第二次産業	鉱 業	4	0.1	4	0.1	11	0.0	8	0.0	335	12.9	290	12.2
	建設業	887	18.7	800	18.2	2,843	10.8	2,822	11.1	197	7.6	203	8.6
	製造業	431	9.1	390	8.9	2,303	8.8	2,254	8.8	533	20.5	494	20.8
	小 計	1,322	27.9	1,194	27.1	5,157	19.7	5,084	20.0	8	0.3	2	0.1
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	14	0.3	5	0.1	108	0.4	94	0.4	5	0.2	2	0.1
	情報通信業	5	0.1	6	0.1	102	0.4	111	0.4	90	3.5	80	3.4
	運輸・郵便業	154	3.2	160	3.6	838	3.2	910	3.6	284	10.9	253	10.7
	卸売業・小売業	534	11.3	509	11.6	4,098	15.6	4,099	16.1	21	0.8	19	0.8
	金融業、保険業	45	0.9	44	1.0	427	1.6	423	1.7	8	0.3	7	0.3
	不動産業、物品賃貸業	15	0.3	13	0.3	258	1.0	262	1.0	13	0.5	11	0.5
	学術研究、専門・技術サービス業	20	0.4	18	0.4	376	1.4	387	1.5	115	4.4	97	4.1
	宿泊業、飲食サービス業	157	3.3	148	3.4	1,266	4.8	1,284	5.0	56	2.2	65	2.7
	生活関連サービス業、娯楽業	134	2.8	116	2.6	1,051	4.0	978	3.8	77	3.0	69	2.9
	教育、学習支援業	102	2.2	136	3.1	1,255	4.8	1,338	5.3	380	14.6	354	14.9
	医療、福祉	579	12.2	656	14.9	3,840	14.7	4,047	15.9	57	2.2	48	2.0
	複合サービス業	109	2.3	101	2.3	354	1.4	333	1.3	152	5.9	152	6.4
	サービス業(他に分類されないもの)	193	4.1	189	4.3	1,466	5.6	1,620	6.4	189	7.3	170	7.2
	公務(他に分類されるものを除く)	190	4.0	189	4.3	1,073	4.1	1,100	4.3	1,455	56.0	1,329	56.1
	小 計	2,251	47.4	2,290	52.0	16,512	63.0	16,986	66.7	34	1.3	26	1.1
分類不能		49	1.0	—	—	833	3.2	—	—	10	0.4	—	—
合 計		4,744	100.0	4,403	100.0	26,206	100.0	25,471	100.0	2,597	100.0	2,371	100.0

出典：2015年国勢調査および2020年国勢調査(総務省)

3-2-2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

事業実施想定区域及びその周辺市町の地目別面積の状況を表 3-2-2-1 に示す。

参考として青森県全体の土地利用状況を示すと、山林の比率が最も高く、五所川原市及び外ヶ浜町においても同様の傾向がみられるが、中泊町では雑種地の比率が最も高くなっている。

表 3-2-2-1 地目別面積の状況

地域 区分	中泊町		五所川原市		外ヶ浜町		青森県	
	面積 (km ²)	比率 (%)	面積 (km ²)	比率 (%)	面積 (km ²)	比率 (%)	面積 (km ²)	比率 (%)
田	32.96	15.2	75.82	18.8	6.69	2.9	832.93	8.6
畑	5.06	2.3	21.98	5.4	3.77	1.6	718.71	7.4
宅地	4.12	1.9	17.69	4.4	1.94	0.8	345.91	3.6
池沼	0.15	0.1	0.48	0.1	0.03	0.0	84.62	0.9
山林	31.45	14.5	157.61	39.0	207.01	89.9	4,260.54	44.2
牧場	0.00	0.0	5.21	1.3	0.00	0.0	57.35	0.6
原野	4.40	2.0	13.30	3.3	3.68	1.6	614.47	6.4
鉱泉地	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0	0.01	0.0
雑種地	98.83	45.7	4.44	1.1	2.06	0.9	399.09	4.1
その他	39.37	18.2	107.66	26.6	5.11	2.2	2,336.19	24.2
合計	216.34	100.0	404.20	100.0	230.30	100.0	9,649.82	100.0

出典：青森県ホームページ「青い森オープンデータカタログサイト（固定資産の価格等の概要調書等報告書－土地－2002 年～2025 年）（2025 年概要調書等報告書（土地））」

(2) 土地利用の規制

事業実施想定区域及びその周辺の土地利用現況図を図 3-2-2-1 に示す。事業実施想定区域及びその周辺には、森林及び田が広く分布している。

「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月 25 日 法律第 92 号）に基づいて青森県が策定した土地利用基本計画（平成 24 年現在）を図 3-2-2-2(1)～(4)に示す。

事業実施想定区域及びその周辺は、主として森林地域及び農業地域に指定されており、これらが広く分布している。森林地域の大部分は保安林の指定を受けている。また、周辺の一部には自然保全地域や自然公園地域が分布しているが、都市地域は分布していない。

なお、事業実施想定区域内は、大半が森林地域となっており、一部に農業地域が含まれている。また、事業実施想定区域内の森林地域は概ね国有林となっている。

(3) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況

事業実施想定区域及びその周辺は、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）に基づく都市計画区域には指定されていない。

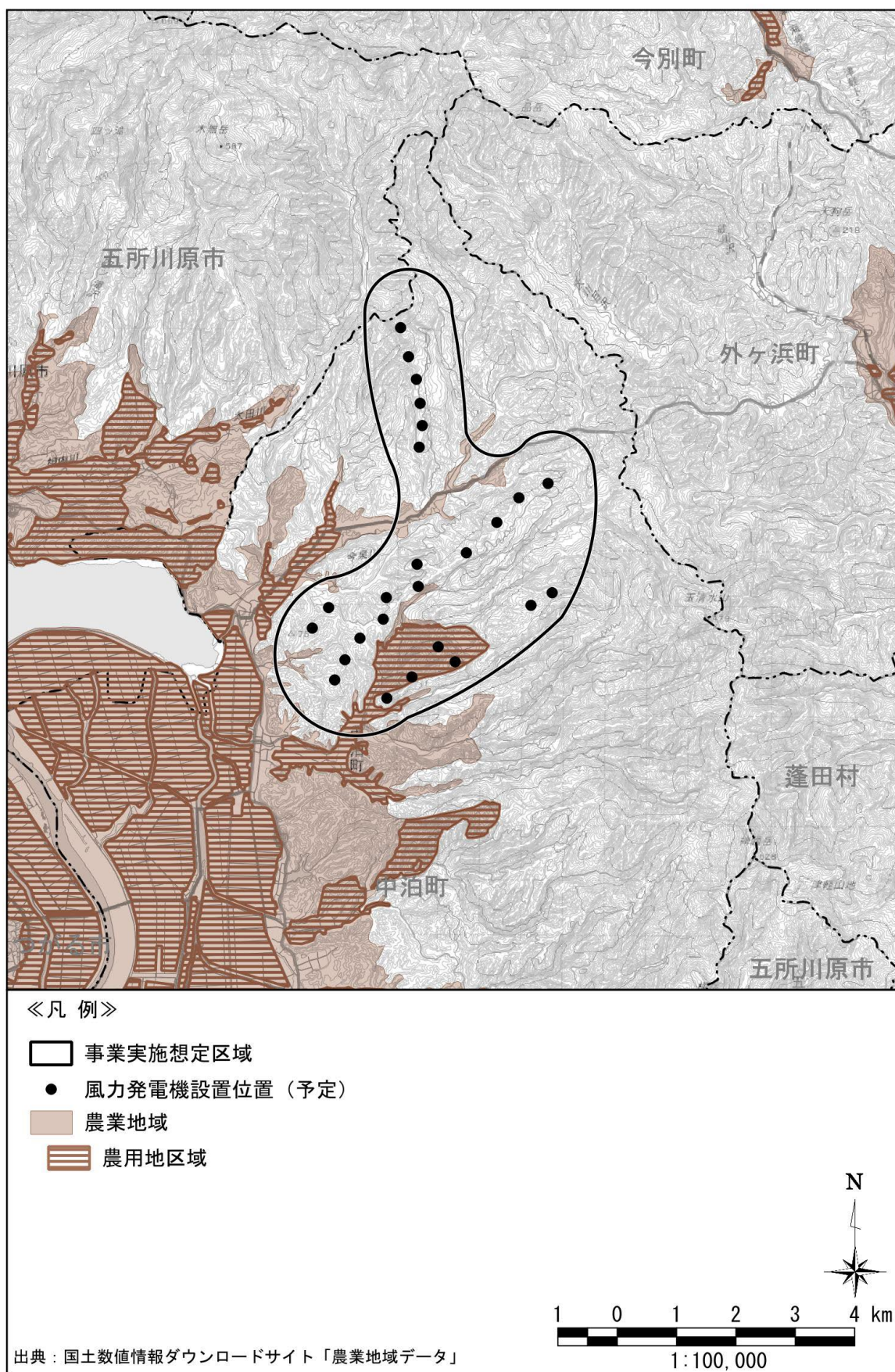


図 3-2-2-2(1) 土地利用基本計画（農業地域）

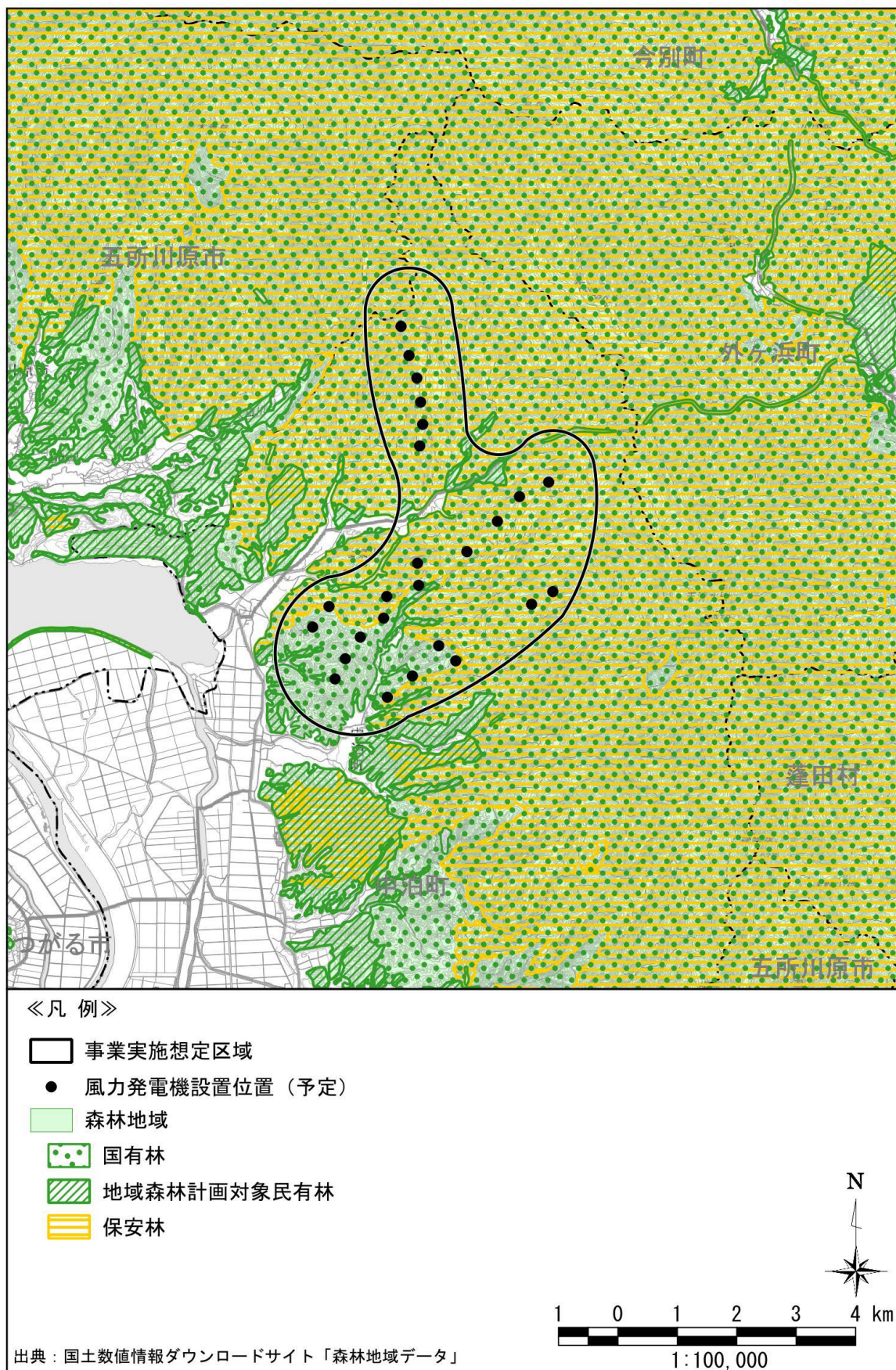


図 3-2-2-2(2) 土地利用基本計画（森林地域）



図 3-2-2-2(3) 土地利用基本計画（自然公園地域）

3-2-3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

事業実施想定区域周辺の河川及び湖沼のうち、十三湖、岩木川、山田川にはそれぞれ内水面漁業権が設定されている。内水面漁業権の設定状況を表 3-2-3-1 及び図 3-2-3-1 に示す。

なお、事業実施想定区域内に内水面漁業権が設定された河川は含まれない。

表 3-2-3-1 内水面漁業権の設定状況

免許番号	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業権者 (漁協)
内共第 10 号	十三湖	第 1 種共同漁業	しじみ	十三漁業協同組合 車力漁業協同組合
内共第 11 号	十三湖及び唐川	第 5 種共同漁業	ふな うぐい わかさぎ えび	十三漁業協同組合 車力漁業協同組合
内共第 12 号	河口から上流の 田光沼までの山 田川本流、田光 沼及び田光沼か ら上流の妙堂川 との合流点まで の山田川本支流	第 5 種共同漁業	ふな	西津軽新田漁業協同組合 車力漁業協同組合
内共第 13 号	河口から上流の 平川との合流点 までの岩木川本 流及び平川との 合流点から上流 の岩木川本支流 。ただし、後 長根川を除く	第 5 種共同漁業	あゆ やまめ こい ふな いわな うぐい かじか かわやつめ さくらます	岩木川漁業協同組合

出典：水産庁ホームページ 漁業権について 「青森県 漁業権に関する情報一覧【共同漁業権】」

事業実施想定区域周辺では、地下水が上水道に利用されている。事業実施想定区域周辺の浄水場に係る水源井戸の一覧を表 3-2-3-2 に、浄水場の位置を図 3-2-3-2 に示す。

表 3-2-3-2 浄水場に係る水源井戸

No.	浄水場名	水源名	原水の種類
①	尾別浄水場	4 号井	深井戸水
②		6 号井	深井戸水

出典：中泊町水質検査計画（2025 年度）



図 3-2-3-1 内水面漁業権設定状況

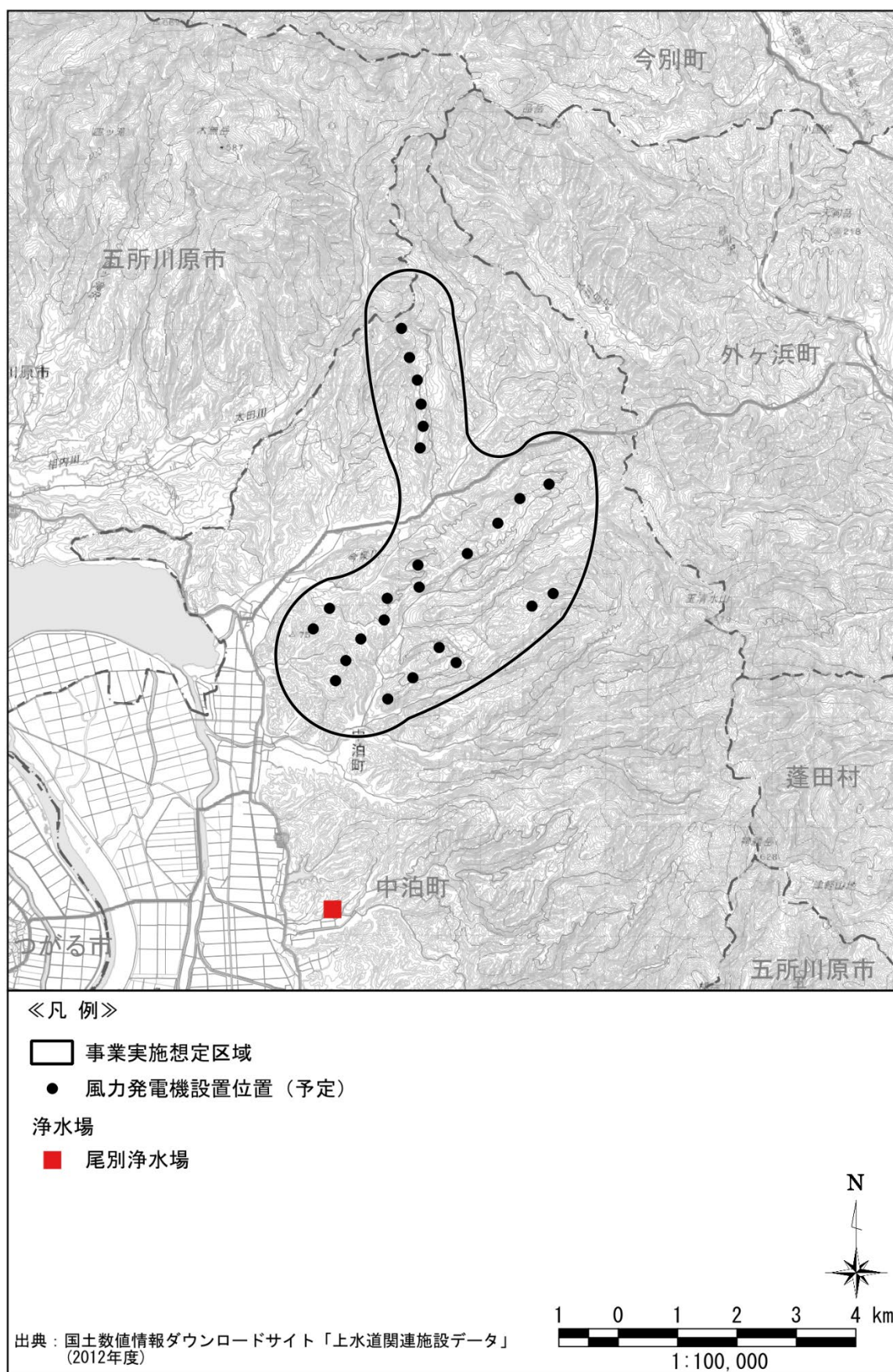


図 3-2-3-2 浄水場位置

3-2-4 交通の状況

事業実施想定区域及びその周辺の交通量の観測結果を表 3-2-4-1 に、交通量観測地点を図 3-2-4-1 に、それぞれ示す。

昼間の 12 時間交通量は、事業実施想定区域に近い国道 339 号で 1,567～3,543 台、主要地方道で 1,089～1,868 台となっている。

なお、事業実施想定区域の北東側に位置する鉄道路線は JR 東日本の津軽線であり、2027 年 4 月 1 日に廃止予定である。

表 3-2-4-1 交通量観測結果一覧

区分	路線名	No.	観測地点名	平 日	
				12 時間交通量	
				交通量 (台)	大型車 (%)
主要地方道	鯨ヶ沢蟹田線	1	中泊町大字今泉字神山	1,089	22.3
一般国道	一般国道 339 号	2	中泊町大字薄市字沖原	1,567	17.7
	一般国道 339 号	3	北津軽郡中泊町大字中里字宝森	3,543	13.1
主要地方道	今別蟹田線	4※	東津軽郡今別町大字大川平字深沢	1,868	16.5

注 1：表中の番号は図 3-2-4-1 の番号に対応する。

注 2：※は、図枠外に位置する。

出典：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」（国土交通省 閲覧日：2026 年 3 月）
(西北地域県民局 更新日：2023 年 8 月)

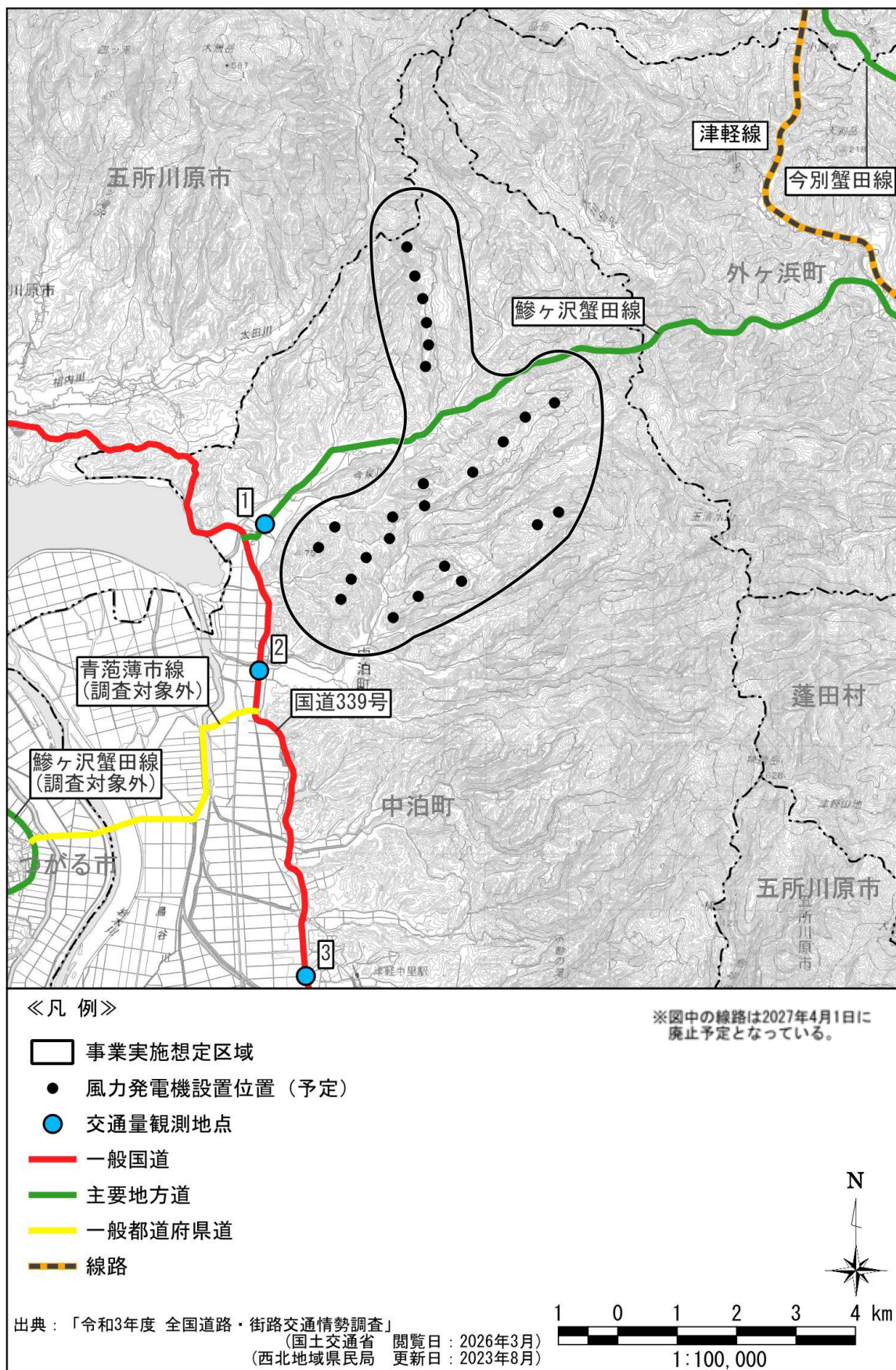


図 3-2-4-1 交通量観測地点

3-2-5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住居等の配置の概況

(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

事業実施想定区域周辺にある環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、幼稚園・保育園、病院、社会福祉施設等が挙げられる。

環境の保全についての配慮が特に必要な施設一覧を表 3-2-5-1～表 3-2-5-2 に、位置を図 3-2-5-1 にそれぞれ示す。

表 3-2-5-1 学校、幼稚園・保育園一覧

No.	学 校 名	事業実施想定区域 までの最短距離	風力発電機までの 最短距離
①	中泊町立薄市小学校	約 1.2km	約 1.8km
②	認定こども園薄市こども園	約 0.9km	約 1.7km

注：表中の番号は図 3-2-5-1 の赤丸番号に対応する。

出典：青森県ホームページ「小・中学校一覧」

中泊町ホームページ「中泊町の幼児・児童施設一覧」

表 3-2-5-2 福祉施設一覧

No.	病院・介護老人福祉施設名	事業実施想定区域 までの最短距離	風力発電機までの 最短距離
1	グループホームやまなみ	約 0.5km	約 1.0km
2	グループホーム泉の里	約 0.4km	約 0.9km
3	特別養護老人ホームさりん館	約 2.3km	約 3.1km
4	特別養護老人ホーム幸	約 3.3km	約 4.2km

注：表中の番号は図 3-2-5-1 の緑丸番号に対応する。

出典：中泊町ホームページ「町内介護事業所の紹介」

青森県ホームページ「青森県内の有料老人ホーム」

(2) 事業実施想定区域及びその周辺の住居

事業実施想定区域及びその周辺の住居(戸数)を表 3-2-5-3 に、住居等の分布状況を図 3-2-5-2 に、配慮が特に必要な施設及び住居と風力発電機設置位置との位置関係を図 3-2-5-3 に示す。事業実施想定区域内に住居等は存在せず、0.0～0.5km 未満に 172 戸、0.5～1.0km 未満に 329 戸、1.0km～2.0km に 205 戸の住居が存在する。

なお、風力発電機設置位置から最寄りの住居等までの距離は約 0.7km である。

表 3-2-5-3 事業実施想定区域及びその周辺の住居(戸数)

区分	事業実施想定区域 内	事業実施想定区域からの距離		
		0.0～0.5km 未満	0.5～1.0km 未満	1.0～2.0km 未満
住居(戸数)	0	172	329	205

注：事業実施想定区域からローター直径の 10 倍(1,820m)の範囲内に住居等が 701 戸存在する。

出典：「ゼンリン住宅地図 中泊町」(2025 年 5 月)

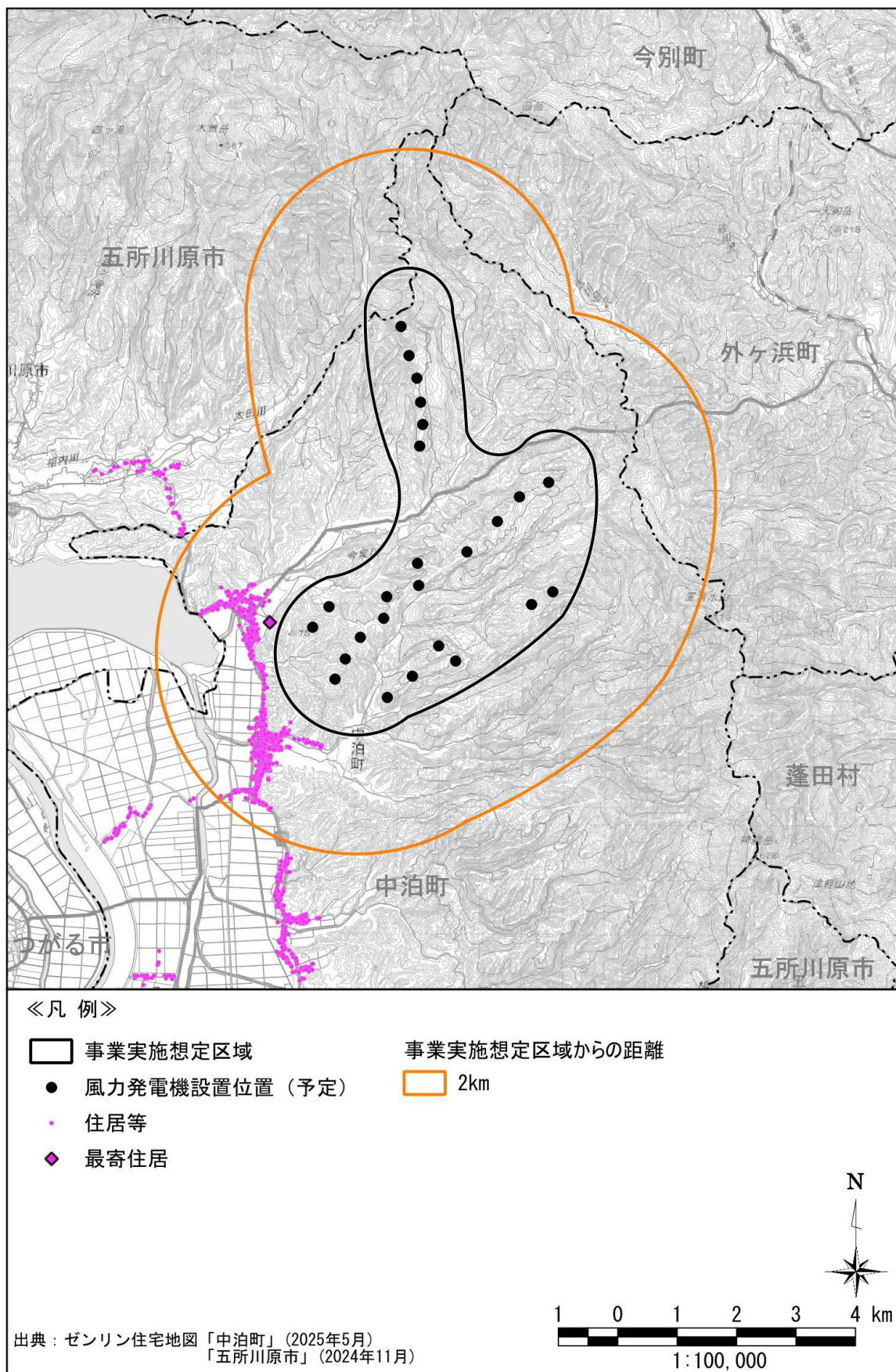


図 3-2-5-2 住居等の分布の状況

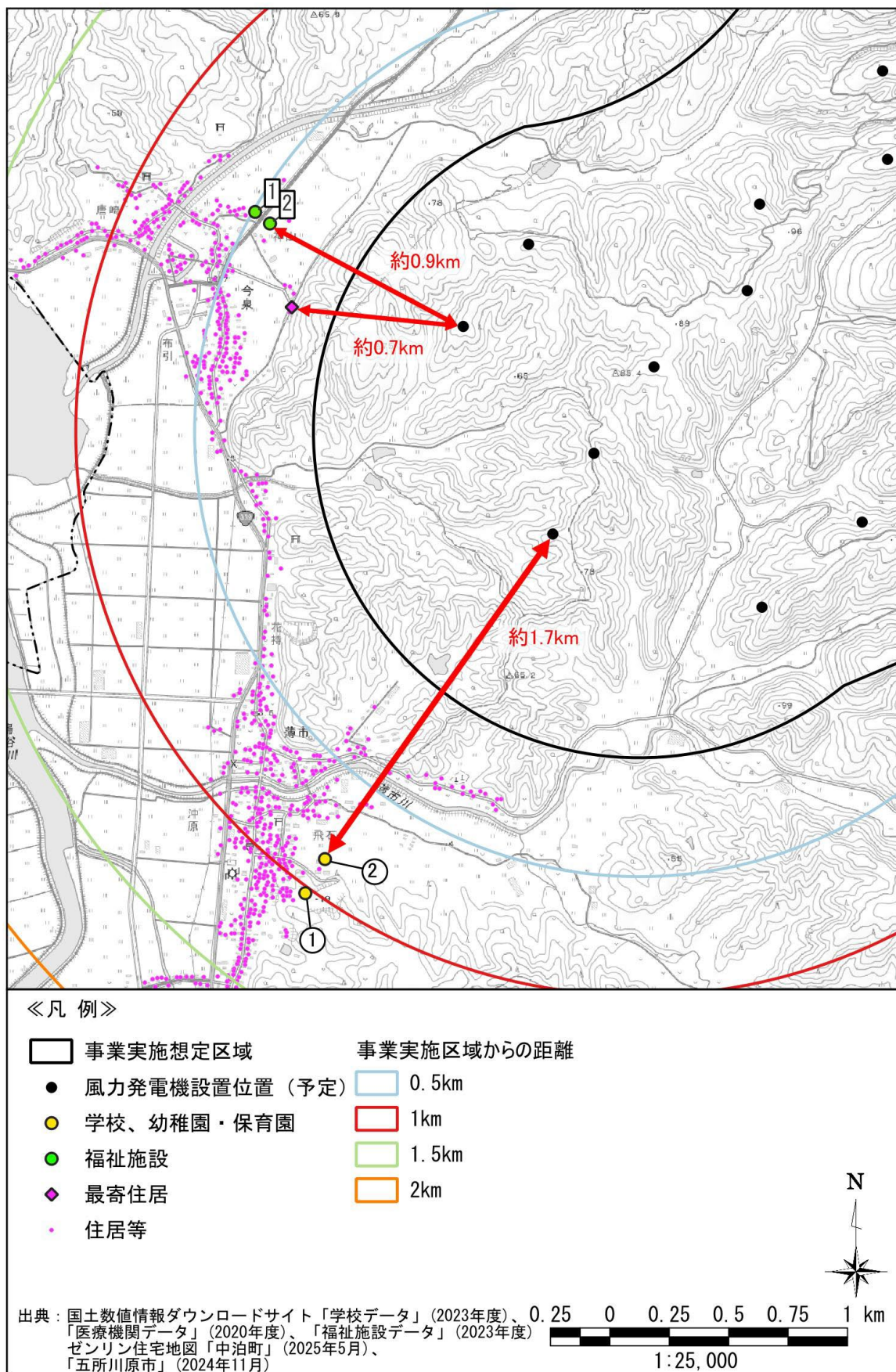


図 3-2-5-3 配慮が特に必要な施設及び住居等と風力発電機設置位置との位置関係

3-2-6 下水道の整備状況

事業実施想定区域及びその周辺の下水道の整備状況を表 3-2-6-1 に示す。

中泊町、五所川原市及び外ヶ浜町の汚水処理人口普及率は、中泊町が 22.3%、五所川原市が 66.1%、外ヶ浜町が 52.4%となっている。

なお、事業実施想定区域及びその周辺に下水処理施設は存在しない。

表 3-2-6-1 下水道の整備状況

地 域	人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口 普及率 (%)	下水道 普及率 (%)	農業集落排水等 整備率 (%)	合併浄化槽 処理普及率 (%)
中泊町	9,331	2,082	22.3	0.0	14.4	7.9
五所川原市	49,482	32,731	66.1	37.6	4.5	24.1
外ヶ浜町	4,925	2,583	52.4	44.5	0.0	8.0

出典：青森県ホームページ「令和 6 年度末 青森県の下水道処理人口普及率」（更新日：2025 年 8 月）
「令和 6 年度末 青森県の汚水処理人口普及率」（更新日：2025 年 8 月）

3-2-7 廃棄物の状況

事業実施想定区域及びその周辺における廃棄物処理施設等の状況をみると、一般廃棄物最終処分場が 1 箇所、産業廃棄物の処分業者が 1 事業者存在している。一般廃棄物最終処分場を表 3-2-7-1 に、産業廃棄物の処分業者を表 3-2-7-2 に、位置を図 3-2-7-1 に示す。

表 3-2-7-1 事業実施想定区域周辺の一般廃棄物最終処分場

名 称	事業所所在地
中泊町一般廃棄物最終処分場	青森県北津軽郡中泊町大字尾別字尾別山 1 番地 13

出典：一般廃棄物処理基本計画（令和 5 年 3 月 西北五環境整備事務組合）

表 3-2-7-2 事業実施想定区域周辺の産業廃棄物の処分業者

名 称	事業所所在地	取扱う産業廃棄物
株式会社竹内組	青森県北津軽郡中泊町 大字芦野字福泊 23 番地	汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、がれき類

出典：青森県ホームページ「産業廃棄物処分業者名簿(令和 7 年 9 月 30 日現在)」

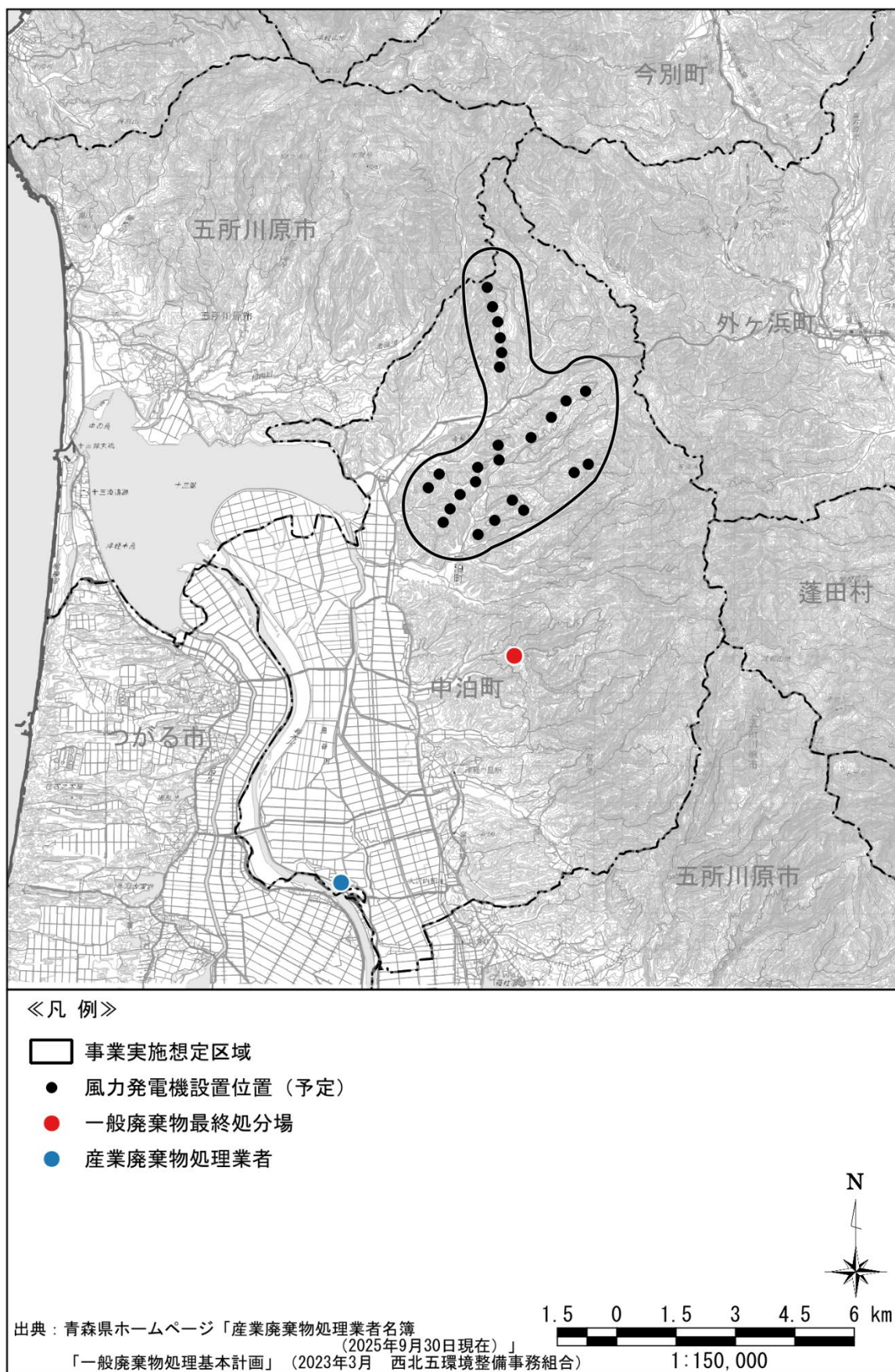


図 3-2-7-1 廃棄物処分施設等位置

3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

1) 環境基準

(7) 大気汚染

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号、最終改正：令和3年9月1日)に基づく大気汚染に係る環境基準を表 3-2-8-1(1)～(3)に示す。大気汚染の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除き、一律に適用される。

7) 大気汚染に係る環境基準

表 3-2-8-1(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号、最終改正：令和8年1月30日 環境省告示第8号)
(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日 環境省告示第74号)

物 質	環境上の条件
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	

4) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

表 3-2-8-1(2) 大気汚染に係る環境基準

(平成9年2月4日 環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日 環境省告示第100号)

物 質	環境上の条件
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

ろ) 微小粒子状物質に係る環境基準

表 3-2-8-1 (3) 大気汚染に係る環境基準

(平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号)

物 質	環境上の条件
微 小 粒 子 状 物 質	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

(イ) 水質汚濁

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準を、表 3-2-8-2 (1)～(6) に示す。
 岩木川は神田橋から下流域(十三湖含む)が B 類型、山田川は全域が A 類型に指定されている。

7) 人の健康の保護に関する環境基準

表 3-2-8-2 (1) 水質汚濁に係る環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 35 号)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0101-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

イ) 生活環境の保全に関する環境基準
(a) 河川(湖沼を除く。)

表 3-2-8-2(2) 水質汚濁に係る環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 35 号)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級、及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	----
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	----
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	----

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90 %水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。)
- 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。)
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。)
- 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。)
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 3-2-8-2(3) 水質汚濁に係る環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 35 号)

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は年間平均値とする(湖沼・海域もこれに準ずる。)				

- (b) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

表 3-2-8-2(4) 水質汚濁に係る環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 35 号)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、水産 1 級、 自然環境保全及び A 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級、水産 2 級、 及び B 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級、工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	----
C	工業用水 2 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	----
備考 1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100 C F U / 100ml 以下とする。 3. 水道 3 級を利用目的としている測定点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000 C F U / 100ml 以下とする。 4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。 5. 大腸菌数に用いる単位は C F U（コロニー形成単位（Colony Forming Unit）） / 100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水 産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水 産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-2-8-2(5) 水質汚濁に係る環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 35 号)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-2-8-2(6) 水質汚濁に係る環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 35 号)

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は年間平均値とする。				

(ウ) 地下水

「環境基本法」に基づき、地下水についても「人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準」として、表 3-2-8-3 に示すとおり、全国一律に環境基準が定められている。

表 3-2-8-3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 41 号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

(I) 騒音

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を表 3-2-8-4(1)～(3)に示す。

環境基準の類型を当てはめる地域は、環境基本法に基づき県又は市が定めることとされ、五所川原市でも定められているが、事業実施想定区域は類型指定されていない。中泊町では環境基準の類型指定はされていない。

表 3-2-8-4(1) 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日 環境省告示第 35 号)

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考 1：時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2：AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3：A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4：B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5：C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3-2-8-4(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分という。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3-2-8-4(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

(オ) 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3-2-8-5 に示す。

土壌汚染の環境基準は、汚染がもたら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として、現にこれらを集積している施設に係る土壌を除き、一律に適用される。

表 3-2-8-5 土壌の汚染に係る環境基準

(平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 37 号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。	
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

(カ) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号、最終改正：令和 7 年 6 月 1 日 令和 4 年法律第 68 号)に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準を表 3-2-8-6 に示す。

表 3-2-8-6 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号 別表、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日 環境省告示第 89 号)

媒 体	基準値	測定方法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 (ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。		

2) 規制基準等

(7) 大気汚染

「大気汚染防止法」(昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 97 号、最終改正：令和 7 年 6 月 1 日 令和 4 年法律第 68 号)では、ばい煙発生施設から排出されるばい煙及び揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物については排出口における排出基準が、一般粉じん発生施設については構造に関する基準等が定められている。また、「青森県公害防止条例」(昭和 47 年 3 月 25 日 青森県条例第 2 号)に基づき、同条例に定めるばい煙及び粉じん関係施設に対して規制が行なわれている。

なお、対象事業は、ばい煙、揮発性有機化合物及び一般粉じん発生施設並びにばい煙関係及び粉じん関係施設を設置する計画はない。

(イ) 水質汚濁

特定施設を設置する工場又は事業場から排水を公共用水域に排出する場合には、表 3-2-8-7(1)～(2)に示す排水基準が定められている。

7) 有害物質

表 3-2-8-7(1) 水質汚濁防止法による排水基準

(昭和 46 年 6 月 総理府令第 35 号、最終改正：令和 7 年 5 月 26 日 環境省令第 17 号 別表第 1)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1L につきカドミウム 0.03mg
シアン化合物	1L につきシアン 1 mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1L につき 1mg
鉛及びその化合物	1L につき鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1L につき六価クロム 0.2mg
砒素及びその化合物	1L につき砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1L につき水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1L につき 0.003mg
トリクロロエチレン	1L につき 0.1mg
テトラクロロエチレン	1L につき 0.1mg
ジクロロメタン	1L につき 0.2mg
四塩化炭素	1L につき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1L につき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1L につき 1mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1L につき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1L につき 3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1L につき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1L につき 0.02mg
チウラム	1L につき 0.06mg
シマジン	1L につき 0.03mg
チオベンカルブ	1L につき 0.2mg
ベンゼン	1L につき 0.1mg
セレン及びその化合物	1L につきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：1L につきほう素 10mg 海域に排出されるもの：1L につきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：1L につきふっ素 8mg 海域に排出されるもの：1L につきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg
1,4-ジオキサン	1L につき 0.5mg
備考	
1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

イ) その他の排出水の汚染状態

表 3-2-8-7(2) 水質汚濁防止法による排水基準

(昭和 46 年 6 月 総理府令第 35 号、最終改正：令和 7 年 5 月 26 日 環境省令第 17 号 別表第 2)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの：5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの：5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
燐含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)
備 考 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 - この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。 - 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。	

(ウ) 騒音

「騒音規制法」(昭和43年6月10日 法律第98号、最終改正：令和7年6月1日 令和4年法律第68号)に基づき著しい騒音を発生する特定建設作業、あるいは著しい騒音を発生する施設を有する特定工場等については、表3-2-8-8及び表3-2-8-9に示すとおり、指定地域に限り規制基準が定められている。また、自動車騒音についても、表3-2-8-10に示すとおり許容限度(要請限度)が定められている。

五所川原市において騒音規制法に基づく区域の指定はあるが、事業実施想定区域は指定されていない。中泊町は騒音規制法に基づく区域の指定はない。

表3-2-8-8 特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準

(昭和43年11月27日 厚生省、建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日 環境省告示第35号)

規制種別 区域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
1号区域	85 デシベル	午後7時から翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を超え ないこと	連続6日を超 えないこと	日曜日その 他の休日で ないこと
2号区域		午後10時から翌日の 午前6時の時間内でないこと	14時間を超え ないこと		

備考：区域の区分については、以下のとおり

- 1号区域として都道府県知事又は市長が指定した区域
- イ. 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ロ. 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ハ. 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。
 - ニ. 学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。
- 2号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

表3-2-8-9 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

(昭和47年 青森県告示第169号)

(昭和43年11月27日 厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示1号、
最終改正：令和2年3月30日 環境省告示第35号)

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	午前8時から 午後7時まで	朝：午前6時から午前8時まで 夕：午後7時から午後9時まで	午後9時から 翌日午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考1：表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに介護老人保健施設の敷地の周囲50mの区域内における騒音の規制基準は、同表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

備考2：県公害防止条例に基づく騒音関係施設及び特定作業についても適用する。

備考3：区域の区分については以下のとおり

- 第1種区域：指定地域のうち、低層住居専用地域である。
- 第2種区域：指定地域のうち、中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。
- 第3種区域：指定地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域である。
- 第4種区域：指定地域のうち、工業地域である。

表 3-2-8-10 自動車騒音の限度(要請限度)

(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、令和 2 年 3 月 30 日 環境省令第 9 号)

区域の区分		時間の区分	昼間	夜間
			午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル

備考 1：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

備考 2：a 区域、b 区域、c 区域とは、各々次の各号に掲げる区域として都道府県知事又は市長が定めた区域をいう。

- (1) a 区域：専ら住居の用に供される区域
- (2) b 区域：主として住居の用に供される区域
- (3) c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(I) 振動

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号、最終改正：令和 7 年 6 月 1 日 令和 4 年法律第 68 号)に基づき著しい振動を発生する特定建設作業、あるいは著しい振動を発生する施設を有する特定工場等については、表 3-2-8-11 及び表 3-2-8-12 に示すとおり、指定地域に限り規制基準が定められている。また、道路交通振動についても、表 3-2-8-13 に示すとおり許容限度(要請限度)が定められている。

五所川原市において振動規制法に基づく区域の指定はあるが、事業実施想定区域は指定されていない。中泊町は振動規制法に基づく区域の指定はない。

表 3-2-8-11 特定建設作業に伴って発生する振動についての規制基準

振動規制法施行規則別表第 1(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日 環境省令第 3 号)

規制種別 区域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
1号区域	75 デシベル	午後7時から翌日の午前7 時の時間内でないこと	10時 間 を 超 えないこと	連続6日を 超えないこ と	日曜日その 他の休日 でないこと
2号区域		午後10時から翌日の午前 6時の時間内でないこと	14時 間 を 超 えないこと		

備考：1号区域：振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域
イ. 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
ロ. 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
ハ. 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。
ニ. 学校、病院等の敷地の周囲おおむね 80m の区域内であること。
2号区域：振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

表 3-2-8-12 特定工場等において発生する振動についての規制基準

(平成 18 年 10 月 1 日青森市告示第 165 号、平成 24 年 4 月 1 日弘前市告示第 119 号、
平成 13 年 4 月 1 日八戸市告示第 99 号、平成 24 年 4 月 1 日黒石市告示第 69 号
平成 24 年 4 月 1 日五所川原市告示第 31 号、平成 24 年 4 月 1 日十和田市告示第 153 号
平成 24 年 4 月 2 日三沢市告示第 29 号、平成 24 年 4 月 1 日むつ市告示第 47 号)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考 1：学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における振動の規制基準は、同表に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

備考 2：区域の区分については以下のとおり

第 1 種区域：指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第 2 種区域：指定地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

表 3-2-8-13 道路交通振動の限度(要請限度)

振動規制法施行規則別表第 2(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日 環境省令第 3 号)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前5時、6時、7時又は8時から 午後7時、8時、9時又は10時まで	午後7時、8時、9時又は10時から 翌日の午前5時、6時、7時又は8時 まで
第 1 種区域	65デシベル	60デシベル
第 2 種区域	70デシベル	65デシベル

備考：区域の区分については以下のとおり

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に合わせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

(オ) 悪臭

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号、最終改正：令和7年6月1日 令和4年法律第68号)では、以下に示す悪臭原因物質の3つの排出形態に応じ、各々規制基準を定めている。事業実施想定区域は悪臭規制地域に指定されているが、悪臭を発生させる施設の設置はない。

- ・1号規制：事業場の建屋・敷地全体から敷地境界を越えて排出されたり、漏出されたりしている場合(敷地境界)
- ・2号規制：煙突等の気体排出口から排出される場合(気体排出口)
- ・3号規制：事業場から排出される排出水に含まれて事業場の外に排出されて気化する場合(排出水)

7) 1号規制(敷地境界)

青森県では、表3-2-8-14に示すとおり特定悪臭物質の規制基準を定めている。

表 3-2-8-14 悪臭防止法に基づく規制基準

(昭和48年3月1日 青森県告示第121号)

特定悪臭物質	基準値(ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

備考：事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(許容限度)

イ) 2号規制(気体排出口)

煙突その他の気体排出口において、表 3-2-8-15 に示すとおり、排出口の高さに応じて特定悪臭物質ごとに、流量の許容限度を規定している。

表 3-2-8-15 気体排出口における規制基準

(昭和 48 年 3 月 1 日 青森県告示第 121 号)

(気体排出口における規制基準)	
○規制対象物質:アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン	
○計算式:	$q=0.108 \times He^2 \times Cm$
	q : 流量(Nm ³ /時)
	He : 補正された排出口の高さ(m)
	Cm : 事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値(ppm)
ただし、Heが5m未満の場合、この式による規制基準は適用されない。	

ウ) 3号規制(排水水)

排水水中の特定悪臭物質濃度の許容限度を表 3-2-8-16 に示す。

表 3-2-8-16 排水水における規制基準

(昭和 48 年 3 月 1 日 青森県告示第 121 号)

(単位:mg/L)

特定悪臭物質	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

備考 1 : Q:排水水量(m³/s)

備考 2 : 事業場の敷地外における規制基準(許容限度)

(カ) 土壌汚染

土壌については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日 法律第 105 号）に基づいて制定された「農用地の土壌の汚染防止などに関する法律施行令」（昭和 46 年 6 月 24 日 政令第 204 号、最終改正：平成 22 年 6 月 16 日）において、表 3-2-8-17 に示すとおり、農用地土壌汚染対策地域の指定要件が定められている。

また、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 法律第 53 号、最終改正：令和 7 年 6 月 1 日 令和 4 年法律第 68 号）に基づく対象物質と指定基準を表 3-2-8-18 に示す。

事業実施想定区域及びその周辺には、指定要件に該当する地域はない。

表 3-2-8-17 農用地土壌汚染対策地域の指定要件

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和 46 年 6 月 24 日 政令第 204 号)

特定有害物質	農用地土壌汚染対策地域指定要件
カドミウム及び その化合物	1号地域：地域内の農用地で生産される米のカドミウム含有量が米1kgにつき 0.4mgを超える地域。 2号地域：1号地域の近傍の地域で次のイ及びロの要件に該当し、かつ地域内の農 用地において生産される米のカドミウム含有量及び同号の地域との距 離その他の立地条件から見て、当該農用地において生産される米のカ ドミウム含有量が米1kgにつき0.4mgを超えるおそれが著しいと認めら れるもの。 イ. 地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が1号地域内の農用地の 土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。 ロ. 地域内の農用地の土性が1号地域内の農用地の土性と概ね同一であるこ と。
銅及びその化合物	地域内の農用地(田に限る)の土壌に含まれる銅の量が土壌 1kg につき 125mg 以上 の地域。
砒素及び その化合物	地域内の農用地(田に限る)の土壌に含まれる砒素の量が土壌 1kg につき 15mg 以上 の地域。(ただし、自然的条件に特別の事情があり、この値が農作物の成育阻害 防止に適当でないと認められる場合、都道府県知事は、土壌 1kg につき 10mg 以上 20mg 以下の範囲内で別の値を定めうる。)

表 3-2-8-18 土壤汚染対策法に基づく対象物質と指定基準

(平成 14 年 法律第 53 号)

分 類		対象物質	指定基準	
			土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質	揮発性有機化合物	クロロエチレン	0.002 以下	—
		四塩化炭素	0.002 以下	—
		1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
		1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
		1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
		1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
		ジクロロメタン	0.02 以下	—
		テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
		1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
		トリクロロエチレン	0.01 以下	—
		ベンゼン	0.01 以下	—
第二種特定有害物質	重金属等	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
		六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
		シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)
		水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ アルキル水銀が検出され ないこと	15 以下
		セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
		鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
		砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
		ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
		ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下
特定有害物質 第三種	農薬等	シマジン	0.003 以下	—
		チオベンカルブ	0.02 以下	—
		チウラム	0.006 以下	—
		ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
		有機りん化合物	検出されないこと	—

(2) その他環境保全計画等

以下のとおり、青森県並びに中泊町、五所川原市及び外ヶ浜町においては、地球温暖化対策の推進や再生可能エネルギーの導入拡大に関する各種計画及び方針が示されており、環境保全と両立した形で脱炭素社会の実現に向けた取組が進められている。

本事業は、風力発電による再生可能エネルギーの創出を通じて、これらの上位計画に示された再生可能エネルギー導入促進の方向性と整合するものであり、地域における再生可能エネルギーの創出及び温室効果ガス排出量の削減に寄与することが期待される。

また、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」では、地域及び自然環境との調和が求められていることから、本事業においてもその趣旨を踏まえ、自然環境、景観、生活環境及び文化財等への影響について、環境影響評価手続の中で適切に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき影響の回避又は低減を図ることを前提として計画する。

1) 青森県環境総合プラン

「青森県環境総合プラン」(令和6年3月策定)は、青森県環境基本条例に基づき、本県における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された、県の環境分野における最上位計画である。

本プランでは、自然環境の保全、生物多様性の確保、生活環境の保全、循環型社会の形成、地球温暖化対策の推進など、環境に関する幅広い分野を対象として施策の方向性が示されており、開発事業の実施に当たっては、自然環境、景観、地域の歴史・文化等への配慮を行い、環境への負荷の回避・低減を図ることが求められている。

再生可能エネルギーの導入についても、脱炭素社会の実現に向けた重要な施策の一つとして位置づけられている一方で、地域の自然環境や景観、生活環境との調和を前提とした導入の必要性が示されており、本計画は再生可能エネルギー発電事業における環境配慮の基本的考え方を示す上位計画として位置づけられる。

2) 青森県地球温暖化対策推進計画

「青森県地球温暖化対策推進計画」(令和5年3月改定)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づき、本県における温室効果ガス排出削減及び吸収源対策等を総合的に推進するために策定された計画である。

本計画では、2050年カーボンニュートラルの実現を長期目標に据え、2030年度に向けた温室効果ガス排出削減目標を設定するとともに、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの導入拡大、森林等による吸収源対策の推進など、分野別の取組方針が示されている。

再生可能エネルギーについては、化石燃料依存からの転換を図るための中核的な施策として位置づけられており、本県の有する豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを活かしつつ、地域特性やエネルギー需給の状況を踏まえた導入の推進が求められている。

本計画は、県内における再生可能エネルギー発電事業の導入目的や意義を、地球温暖化対策の観点から位置づける上位計画として位置づけられる。

3) 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例

「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」（令和 7 年 3 月 青森県条例第 2 号、最終改正：令和 7 年 6 月）（以下、「共生条例」とする）は、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生について基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する措置について必要な事項を定めることにより、本県の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図ることを目的としている。

(7) 条例の対象事業

再生可能エネルギー発電施設を設置（新設又は増設）する事業が対象となり、風力発電施設では 500kW 以上とする。

本事業は 500kW 以上の風力発電施設の新設に該当することから、同条例の対象事業に該当する。

(4) 地域区分の設定（ゾーニング）

広域的な視点から守るべき環境を保全するため、あらかじめ青森県の再生可能エネルギーに対する保護・保全の地域区分（ゾーン）を明示し、設置計画の立案段階から、地域区分に応じた配慮を求める。

共生条例では、あらかじめ県内を保護地域、保全地域、調整地域の 3 地域に区分し、調整地域又は保全地域のうち、市町村が再生可能エネルギー発電施設の設置を促進しようとする区域であって、地域との共生を図ることができると知事が認めた区域が共生区域に指定される。

共生条例の地域区分の設定状況を表 3-2-8-19 に、ゾーニングマップを図 3-2-8-1 に示す。

本事業の事業実施想定区域については、条例に基づくゾーニングのうち、保安林や国有林の分布等を踏まえた保全地域が含まれる。当該地域においては、これらの森林資源を含む自然環境の保全や地域との共生の観点から配慮が求められており、本事業においてもこれらの点を踏まえ、計画の具体化にあたって適切な環境配慮を行う予定である。

表 3-2-8-19 共生条例の地域区分の設定

区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	自然環境・地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域))
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※事業の実施不可。

出典：「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例について」（令和 7 年 6 月 青森県）

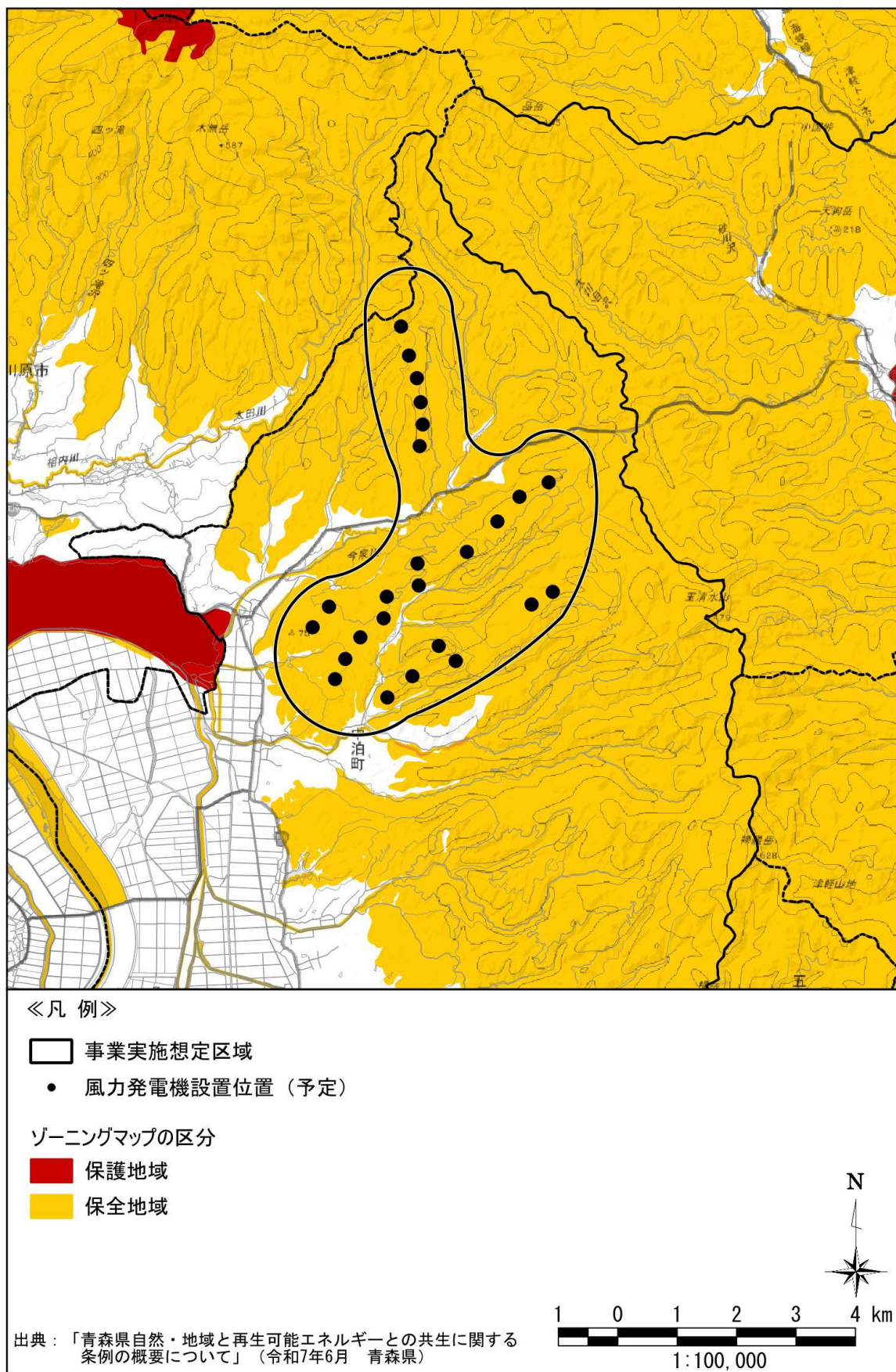


図 3-2-8-1 共生条例のゾーニングマップ

4) 中泊町における再エネ導入戦略

中泊町では、2024年3月に2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行うとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「中泊町地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）」を2023年度に策定し、町域全体での脱炭素化に取り組んでいる。

これらの上位方針を踏まえ、再生可能エネルギーの導入を具体的に推進するため、2025年1月に「中泊町地域脱炭素実現に向けた再エネ導入戦略」を策定しており、町内の再生可能エネルギーのポテンシャル調査、2030年及び2050年を見据えた目標設定、導入施策及び推進体制等が整理されている。同戦略では、風力発電を中泊町の重要な再生可能エネルギーの一つとして位置づけ、既存の陸上風力発電事業の活用に加え、小泊漁港区域や中泊沖における洋上風力発電の導入可能性にも言及している。

さらに、中泊町では環境省が実施する「脱炭素先行地域」制度において町が提案した地域脱炭素計画が選定されており、地域エネルギー会社を核とした再生可能エネルギーの地産地消や中型陸上風力発電設備の導入等、風力を含む再生可能エネルギーの具体的な社会実装を進める方針が示されている。

5) 五所川原市における再エネ導入戦略

五所川原市では、2022年4月に「五所川原市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明している。これを受け、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「五所川原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2026年3月に策定し、市民・事業者・行政が一体となって地域全体での脱炭素化に取り組む方針を示している。

同計画では、2030年度及び2050年度を見据えた温室効果ガス削減目標を設定するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を重要な柱の一つとして位置づけている。特に、2050年度までに市内の再生可能エネルギーによる総発電量が市内の電力使用量を上回る状態（電力のネットゼロカーボン）を目指すことが示されている。

また、五所川原市では、「五所川原市地域新エネルギービジョン」に基づき、地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入方向を整理するとともに、「小型風力発電施設建設に関するガイドライン」等を通じて、周辺環境や住民生活との調和に配慮したエネルギー施策を進める姿勢を示している。さらに、「五所川原市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会」などの取組を通じて、農業・地域産業との両立を図りながら、再生可能エネルギーの導入が検討されている。

6) 外ヶ浜町における再エネ導入戦略

外ヶ浜町では、2023 年 9 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明している。同宣言においては、風力等の再生可能エネルギー事業の推進や、公共施設等における環境配慮型設備の導入等が掲げられている。

これを受け、「外ヶ浜町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギーの導入拡大を推進する方針を示している。同計画では、再生可能エネルギーの導入を重要施策の一つとして位置づけ、陸上風力発電について既存設備の維持・更新及び追加導入を目指すこととしている。

さらに、自然環境との共生を前提とした導入拡大を図るため、ゾーニングの検討や再生可能エネルギー電力の地域還元の仕組みの構築が検討されている。

(3) 自然環境関係法令等

1) 自然公園等

事業実施想定区域及びその周辺における「自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)」に基づく自然公園等の指定状況を表 3-2-8-20 及び図 3-2-8-2 に示す。

事業実施想定区域周辺には、津軽国定公園が存在しているが、事業実施想定区域内には含まれていない。

表 3-2-8-20 自然公園等の指定状況一覧

名 称	所在地	面積(ha)	指定日	特色
津軽国定公園	中泊町 弘前市 五所川原市 つがる市 今別町 外ヶ浜町 鰺ヶ沢町 深浦町	25,966	昭和 50 年 3 月 31 日	火山弧峰景観 断崖および海蝕景観 砂丘景観 森林景観

出典：環境省ホームページ「国定公園の概要」、青森県ホームページ「青森県内の自然公園」

2) 自然環境保全地域等

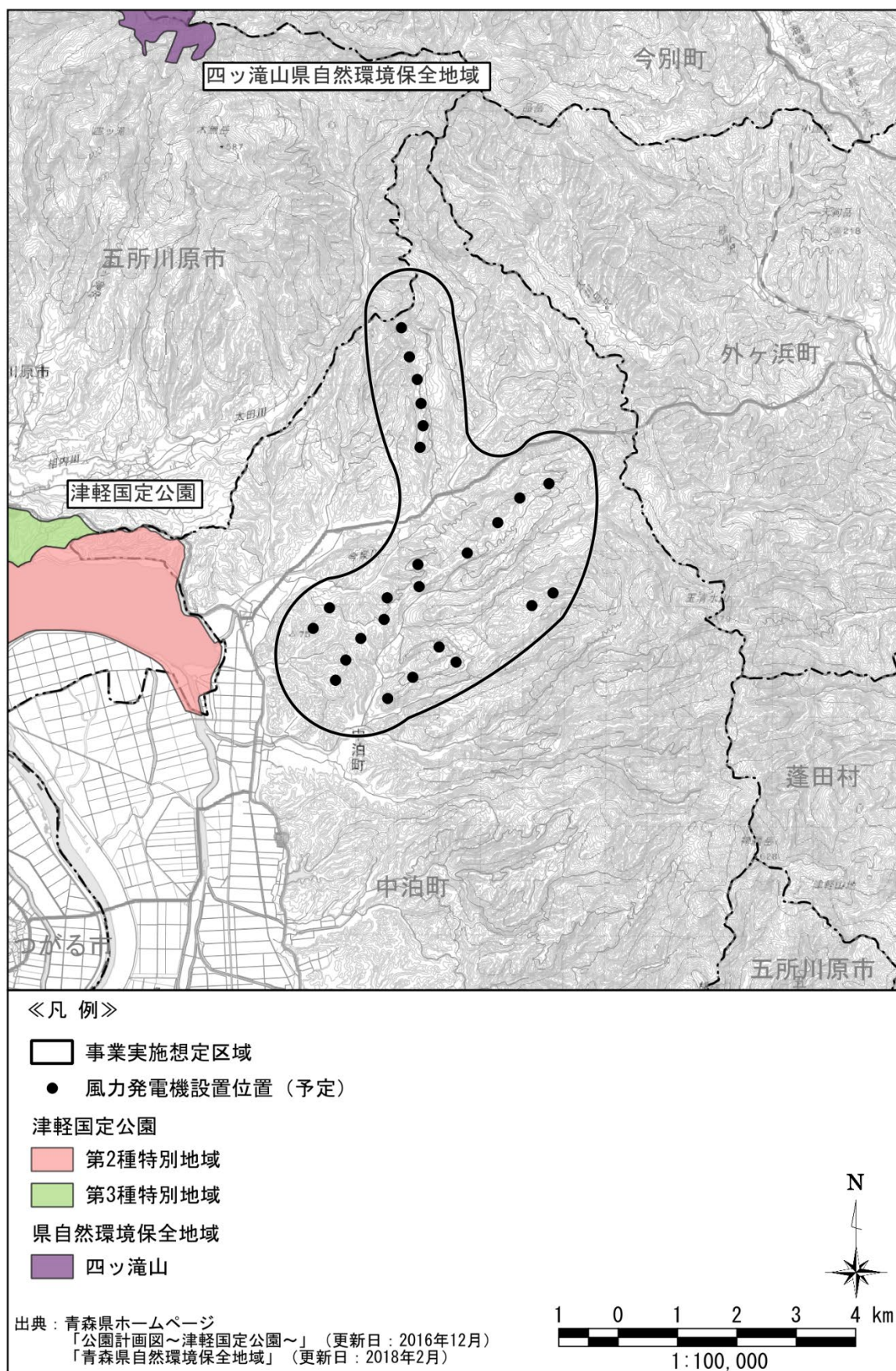
事業実施想定区域及びその周辺には「自然環境保全法(昭和 47 年 法律第 85 号)」及び「青森県自然環境保全条例(昭和 48 年 青森県条例第 31 号)」に基づく自然環境保全地域等の指定状況を表 3-2-8-21 及び図 3-2-8-2 に示す。

事業実施想定区域周辺には、四ツ滝山県自然環境保全地域が存在しているが、事業実施想定区域内には含まれていない。

表 3-2-8-21 自然環境保全地域等の指定状況一覧

名 称	所在地	面積(ha)	指定日	保全対象	保全対象の 具体的な内容
四ツ滝山	五所川原市 外ヶ浜町 中泊町	141.18	昭和 55 年 3 月 31 日	天然林	ブナ林

出典：青森県ホームページ「青森県自然環境保全地域」



3) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

事業実施想定区域及びその周辺における「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）第 11 条 2 に基づく世界遺産一覧表に記載された文化遺産の位置を表 3-2-8-22 及び図 3-2-8-3 に示す。

事業実施想定区域及びその周辺には、世界文化遺産に登録されている「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する遺跡が分布しており、事業実施想定区域の東側約 5.2km に「大平山元遺跡」が、南西側約 15km に「亀ヶ岡石器時代遺跡」及び「田小屋野貝塚」が位置している。

なお、事業実施想定区域内には、当該世界文化遺産の資産範囲及び緩衝地帯は含まれていない。

また、事業実施想定区域及びその周辺においては、世界遺産一覧表に記載された自然遺産は存在せず、該当する資産は確認されていない。

表 3-2-8-22 世界文化遺産の状況

区分	資産名	記載年月	所在地	構成資産
文化遺産	北海道・北東北の縄文遺跡群	令和 3 年 7 月	北海道	垣ノ島遺跡、北黄金貝塚、大船遺跡、入江貝塚、キウス周堤墓群、高砂貝塚
			青森県	大平山元遺跡、田小屋野貝塚、二ツ森貝塚、三内丸山遺跡、小牧野遺跡、大森勝山遺跡、亀ヶ岡石器時代遺跡、是川石器時代遺跡
			岩手県	御所野遺跡
			秋田県	伊勢堂岱遺跡、大湯環状列石

出典：「北海道・北東北の縄文遺跡群」（縄文遺跡群世界遺産事務局ホームページ、閲覧：令和 8 年 3 月）

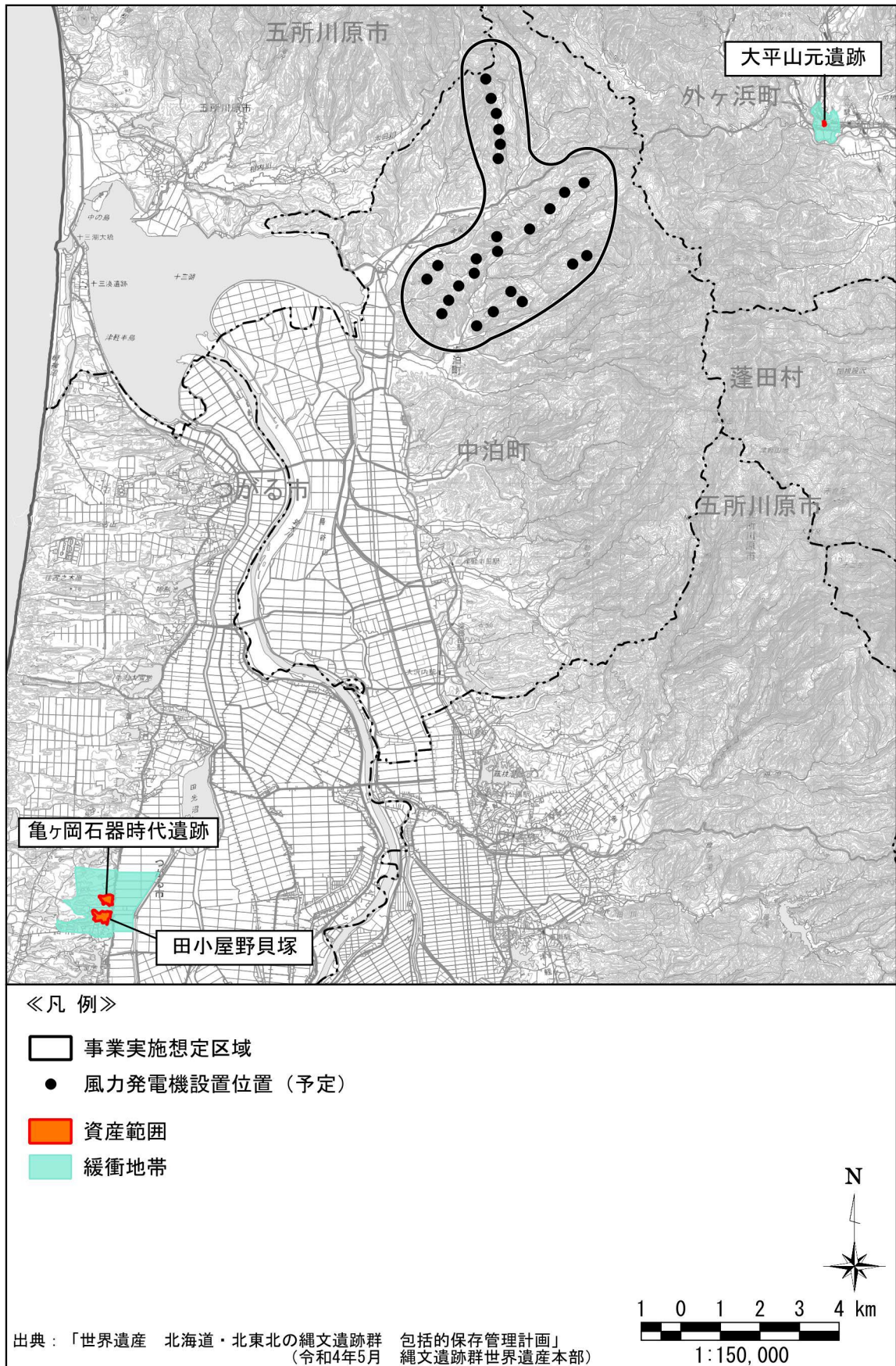


図 3-2-8-3 世界文化遺産の状況

4) 鳥獣保護区等

事業実施想定区域及びその周辺における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)」に基づく鳥獣保護区等の指定状況を表 3-2-8-23 及び図 3-2-8-4 に示す。

事業実施想定区域周辺には 3 箇所の鳥獣保護区が存在しているが、事業実施想定区域内にはいずれの鳥獣保護区も含まれていない。

表 3-2-8-23 鳥獣保護区等

区 分	番号	名称	所在地	面積 (ha)	期間終了年月日
鳥獣保護区	①	十三湖	五所川原市	2,497	令和 13 年 10 月 31 日
	②	岩木川河口	つがる市 北津軽郡中泊町	230	令和 8 年 10 月 31 日
	③	天狗	東津軽郡外ヶ浜町	568	令和 8 年 10 月 31 日

注：表中の番号は図 3-2-8-4 の番号に対応する。

出典：青森県鳥獣保護区等位置図(令和 7 年度)

5) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日)の規定により指定された湿地の区域はない。

6) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に基づく保全地域

事業実施想定区域及びその周辺にある「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」(平成 13 年青森県条例第 71 号)に基づく保全地域を図 3-2-8-5 に示す。

事業実施想定区域内には、条例に基づく保全地域(森林、河川)が含まれる。

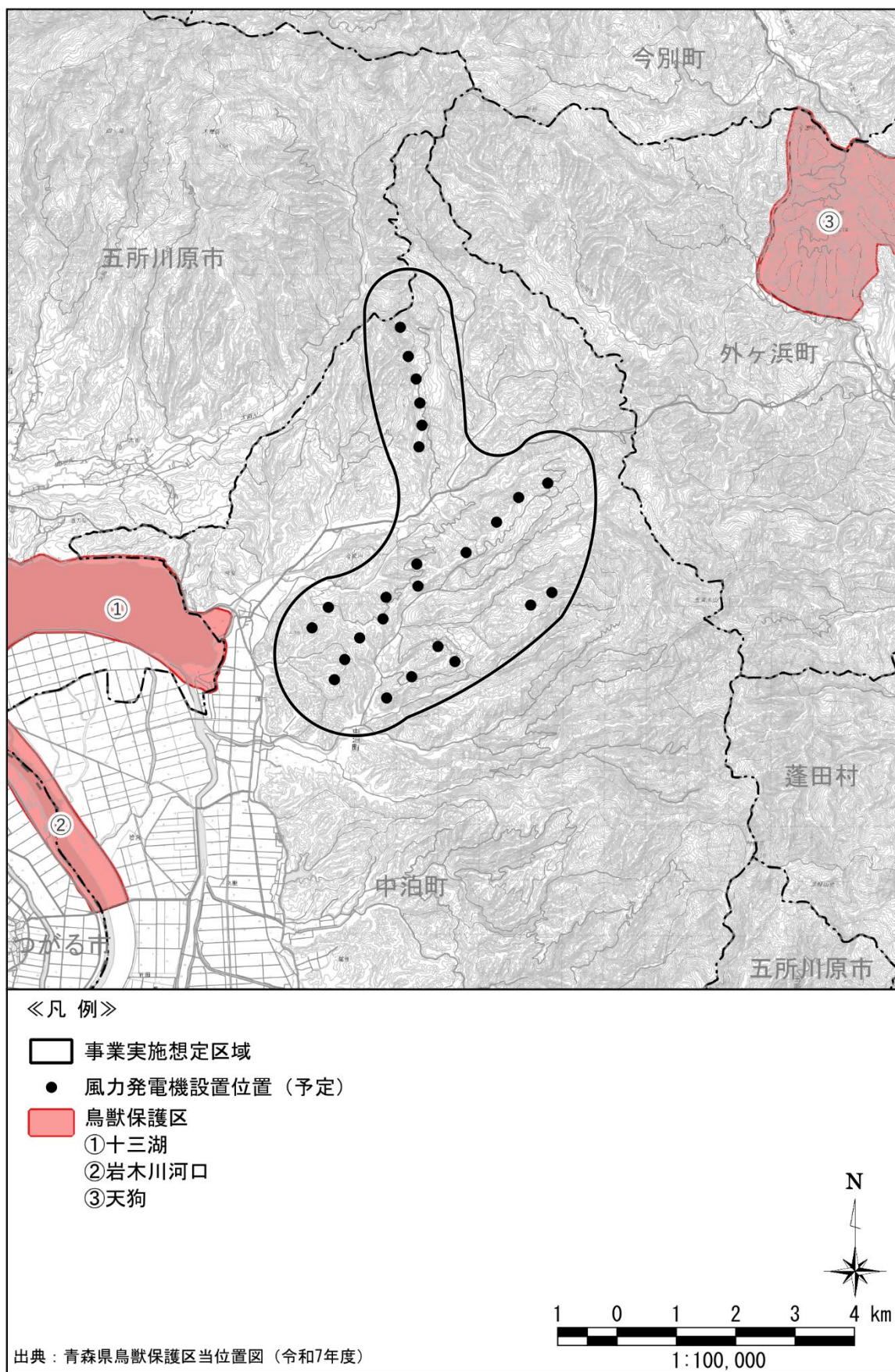


図 3-2-8-4 鳥獣保護区等の指定状況

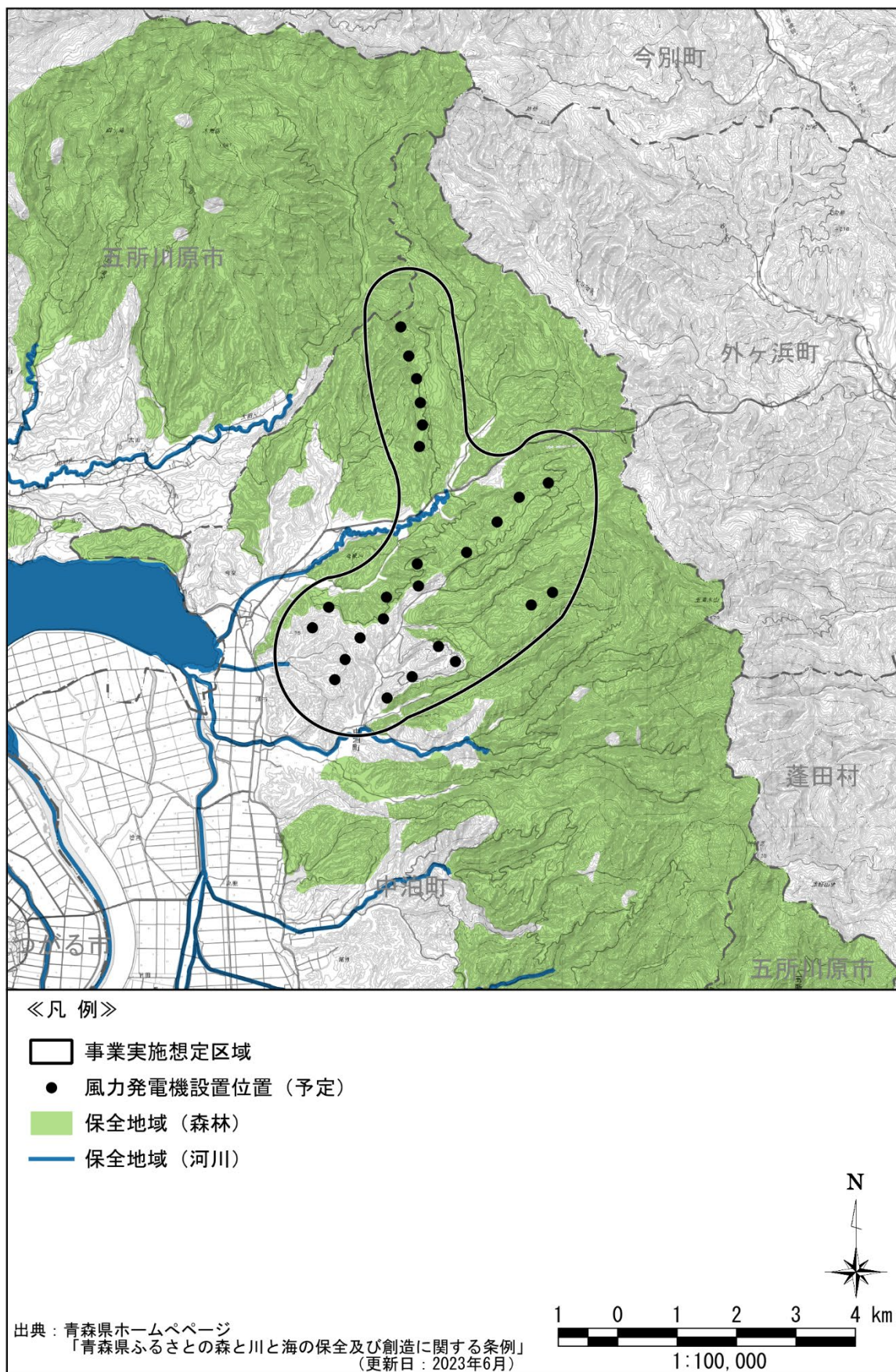


図 3-2-8-5 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に基づく保全地域

7) 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域及びその周辺にある「文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)」に基づく史跡・名勝・天然記念物一覧を表 3-2-8-24 に、周知の埋蔵文化財包蔵地を表 3-2-8-25 に、位置を図 3-2-8-6 にそれぞれ示す。

事業実施想定区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されている「今泉母沢遺跡」が、事業実施想定区域周辺には、県天然記念物に指定されている「十三湖の白鳥」の他、20 箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地がある。

また、事業実施想定区域周辺には、史跡・名勝は存在しない。

表 3-2-8-24 史跡・名勝・天然記念物一覧

No.	名 称	所 在 地	指定内容	指定年月日
1	十三湖の白鳥	五所川原市十三湖	県 天然記念物	昭和 35 年 3 月 26 日
2	カモシカ	青森県他 29 都道府県	国 特別天然記念物	昭和 30 年 2 月 15 日
3	声良鶏	地域を定めず	国 天然記念物	昭和 12 年 12 月 21 日
4	軍鶏			昭和 16 年 8 月 1 日
5	クマガラ			昭和 40 年 5 月 12 日
6	イヌワシ			昭和 40 年 5 月 12 日
7	オジロワシ			昭和 45 年 1 月 23 日
8	オオワシ			昭和 45 年 1 月 23 日
9	コクガン			昭和 46 年 5 月 19 日
10	ヒシクイ			昭和 46 年 6 月 28 日
11	マガン			昭和 46 年 6 月 28 日
12	ヤマネ			昭和 50 年 6 月 26 日

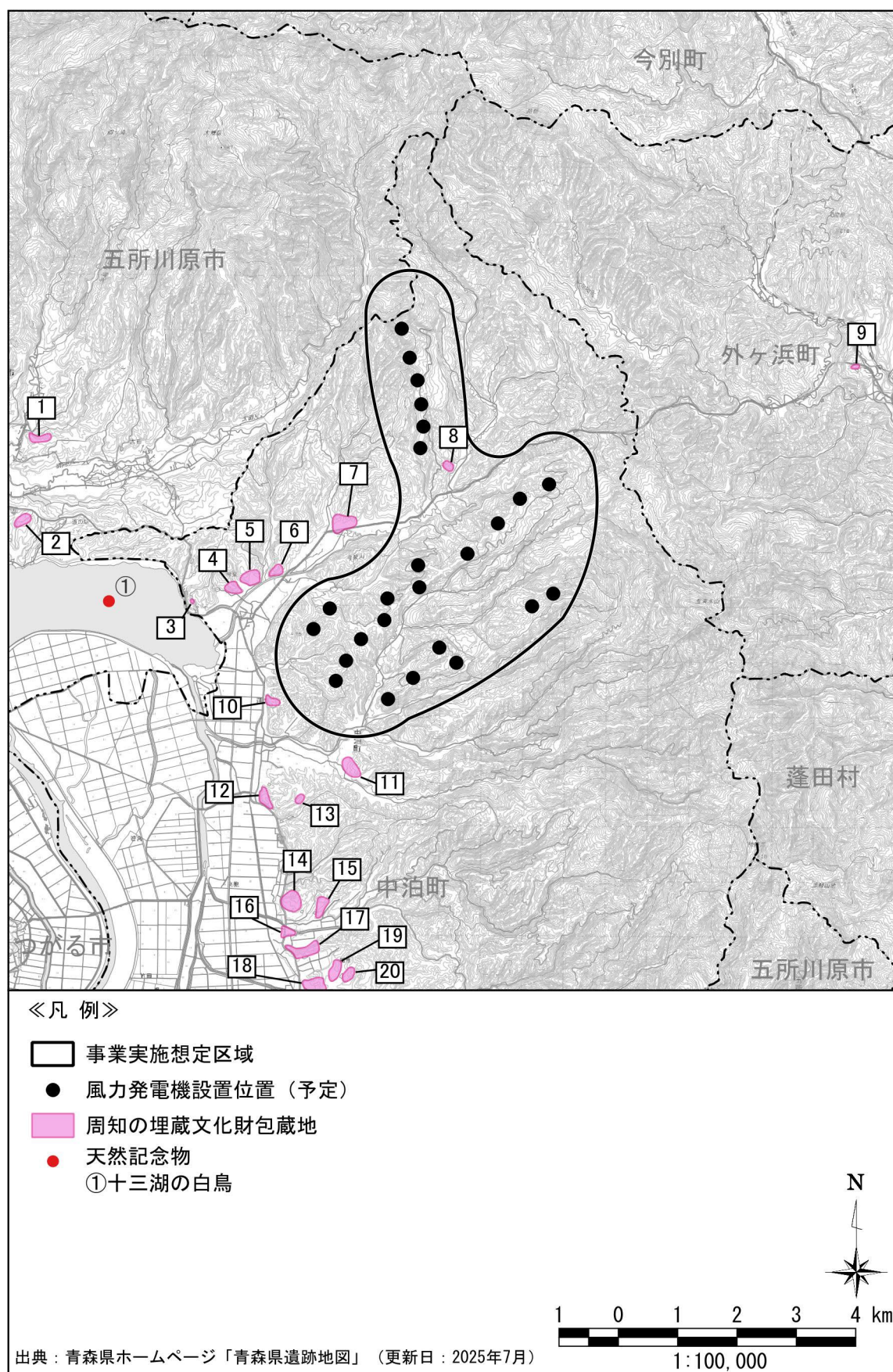
出典：青森県ホームページ「国・県指定文化財一覧」(更新日：2026 年 1 月)

表 3-2-8-25 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

図対応番号	名 称	種 別
1	ナガレ山遺跡	散布地
2	実取(1)遺跡	集落跡
3	大石崎遺跡	散布地
4	今泉神明宮遺跡	城館跡
5	唐崎遺跡	散布地、城館跡
6	唐崎東遺跡	城館跡
7	藤ノ森遺跡	散布地
8	今泉母沢遺跡	散布地、生産遺跡
9	沢辺(1)遺跡	散布地
10	花持遺跡	散布地
11	玉清水遺跡	散布地
12	黒崎館遺跡	城館跡
13	小金石遺跡	散布地
14	笹館遺跡	散布地、城館跡
15	板橋遺跡	散布地、城館跡
16	玉ノ井遺跡	散布地
17	胡桃谷遺跡	散布地、城館跡
18	平山西遺跡	散布地
19	平山遺跡	散布地
20	平山東遺跡	散布地

注：表中の番号は図 3-2-8-6 の番号に対応する。

出典：青森県ホームページ「青森県遺跡地図」（更新日：2025 年 7 月）



8) 大規模行為景観形成基準

大規模な建築物の新築など（大規模行為）は景観に与える影響が大きく、行うにあたって一定の配慮が必要である。そのため青森県では、大規模行為の届出制度を設け、その内容が「大規模行為景観形成基準」に適合するか審査するとともに、必要に応じて勧告または変更命令を行うこととしている。青森県景観条例第 17 条の規定により定められた「青森県大規模行為景観形成基準」（平成 8 年 12 月 18 日青森県告示第 814 号）を表 3-2-8-26(1)～(2)に示す。

表 3-2-8-26(1) 大規模行為景観形成基準

区 分	基 準
共通事項	1. 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。 2. 大規模行為の行為地（以下「行為地」という。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良い景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。 3. 行為地について、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。 4. 行為地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	位置、規模並びに形態及び色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。） 1. 地域のシンボルとなる山稜近傍地にあっては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。 2. 良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。 3. 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模及び形態意匠とするとともに、高層の建築物などにあっては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。 4. 市街地にあっては、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。 5. 建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。 6. 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。 7. 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。

表 3-2-8-26 (2) 大規模行為景観形成基準

区 分		基 準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	素 材	1. 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。 2. 可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。
	敷 地	1. 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。 特に、住宅地等にあつては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するよう配慮すること。 2. 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
	そ の 他	1. 一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。 2. 建築物又は工作物の移転後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれることがないよう配慮すること。 3. 必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられる景観の形成に配慮すること。 4. 行為地が積雪地である場合は、防雪施設、堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮すること。
開発行為その他土地の形質の変更	方 法	現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。やむを得ない場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。
	そ の 他	敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
土砂の採取又は鉱物の採取	方 法	採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。
	そ の 他	跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
屋外における物件の堆積	位置及び規模	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
	方 法	高さを可能な限り抑えとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	そ の 他	道路等の公共空間から可能な限り見えないよう敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や塀の設置等により遮へいし、周辺景観との調和に配慮すること。
水面の埋立て又は干拓	方 法	埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。

9) 周辺自治体の景観条例

(7) 中泊町

事業実施想定区域のある中泊町においては、町独自の景観条例は制定されておらず、景観法に基づく景観計画も策定されていない。

(イ) 五所川原市

事業実施想定区域のある五所川原市においても、市独自の景観条例は制定されておらず、景観法に基づく景観計画も策定されていない。

(ウ) 外ヶ浜町

事業実施想定区域周辺の外ヶ浜町においては、景観法第 8 条に基づく「外ヶ浜町景観計画」が策定されており、これにあわせて「外ヶ浜町景観条例」が制定されている。

当該条例に基づき、町全域を対象として、一定規模を超える建築物等の行為については、事前協議及び届出が求められている。

(エ) つがる市

事業実施想定区域周辺のつがる市においては、景観法第 8 条に基づく「つがる市景観計画」が策定されており、これに基づき「つがる市景観条例」が制定されている。

当該条例により、市全域を対象として、一定規模を超える建築物等の行為については、事前協議及び届出が求められている。

10) 保安林

事業実施想定区域及びその周辺における「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林の指定状況を図 3-2-8-7 に示す。

事業実施想定区域及びその周辺は、水源かん養保安林や土砂流出防備保安林に指定されており、これら保安林の大半は国有林となっている。

11) 土砂災害警戒区域等

青森県における土砂災害警戒区域等については、青森県のホームページに土砂災害警戒区域等マップが掲載されている。

土砂災害警戒区域については、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの 3 項目に分けられており、事業実施想定区域及びその周辺における急傾斜地の崩壊の警戒状況を図 3-2-8-8、土石流の警戒状況を図 3-2-8-9 に示す。事業実施想定区域内には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域はなく、地滑りについては事業実施想定区域及びその周辺にも指定されている箇所はない。

砂防三法指定区域については、「急傾斜地等の崩壊による災害防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域の 3 項目が掲載されている。事業実施想定区域及びその周辺における指定の状況を図 3-2-8-10 に示す。なお、事業実施想定区域及びその周辺には地すべり防止区域に指定されている箇所はない。

新規抽出箇所(土砂災害が発生するおそれのある箇所)については、土石流と急傾斜の 2 項目がある。事業実施想定区域及びその周辺における状況を図 3-2-8-11 に示す。事業実施想定区域内に、急傾斜が 2 地点確認された。

その他として、雪崩危険箇所が掲載されている。事業実施想定区域及びその周辺における雪崩危険箇所の状況を図 3-2-8-12 に示す。事業実施想定区域内には雪崩危険箇所はないが周辺に多数存在することが確認された。

12) 海岸保全区域

事業実施想定区域及びその周辺には、「海岸法」(昭和 31 年 法律第 101 号、最終改正：令和 5 年 5 月)に基づく海岸保全区域の指定地はない。

13) 河川保全区域

事業実施想定区域及びその周辺には、「河川法」(昭和 39 年 法律第 167 号、最終改正：令和 5 年 5 月)に基づく河川保全区域の指定地はない。

14) その他の事項

青森県における「山地災害危険地区調査」は、青森県のホームページに「青森県山地災害危険地区位置情報」として掲載されている。事業実施想定区域及びその周辺には、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区が存在する。指定状況を図 3-2-8-13 に示す。

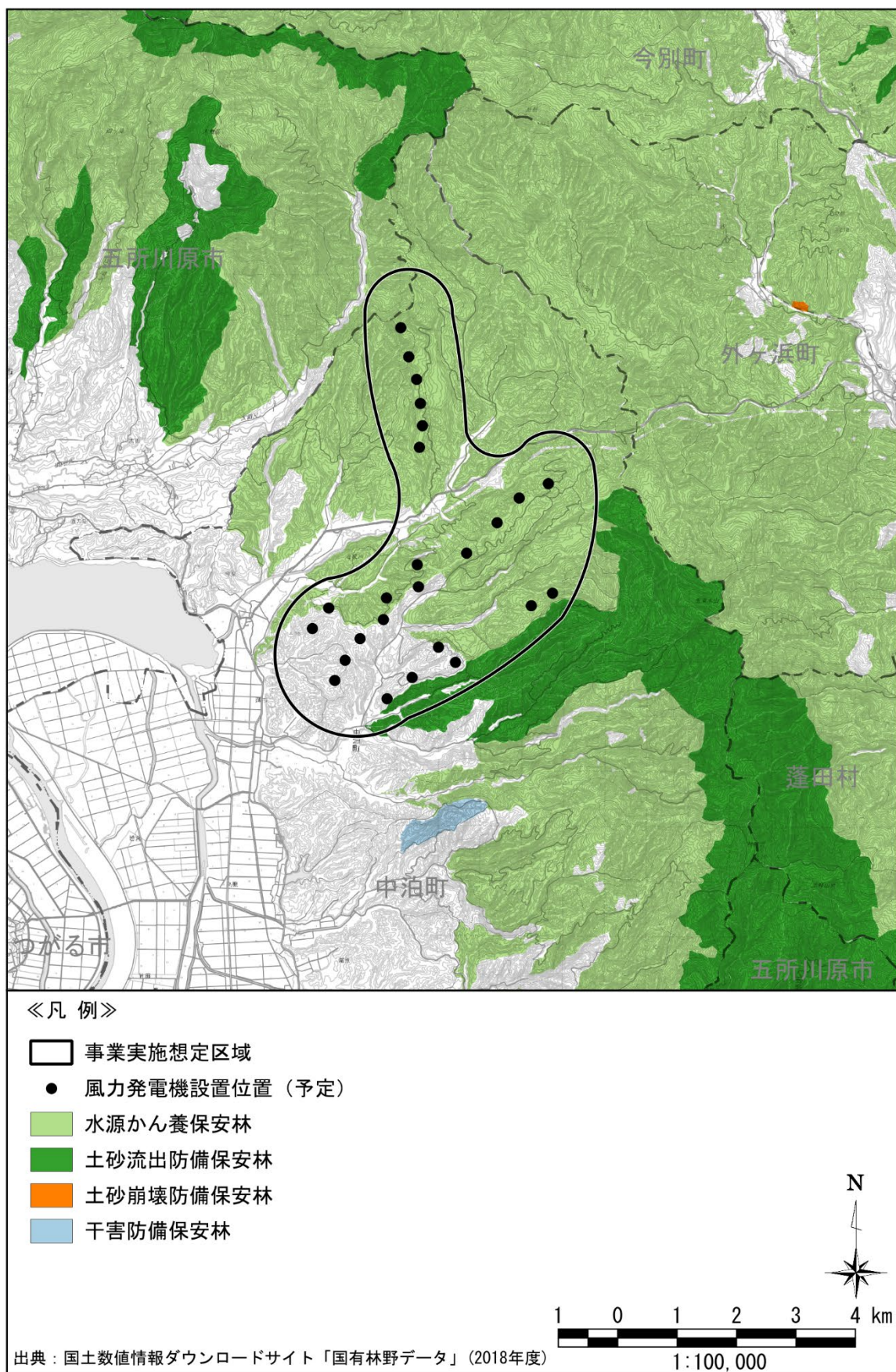


図 3-2-8-7 保安林の指定状況

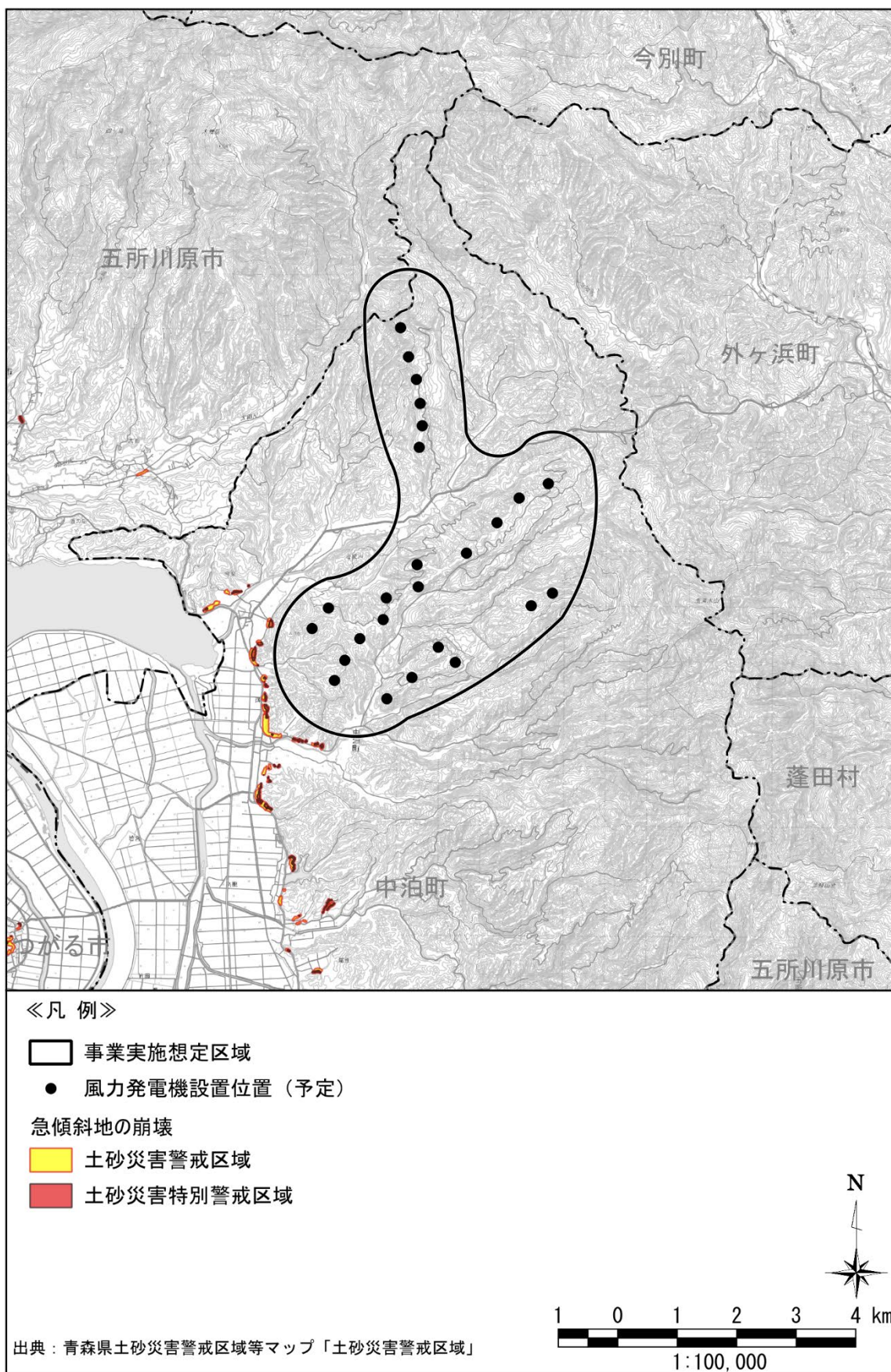


図 3-2-8-8 急傾斜地の崩壊の警戒状況

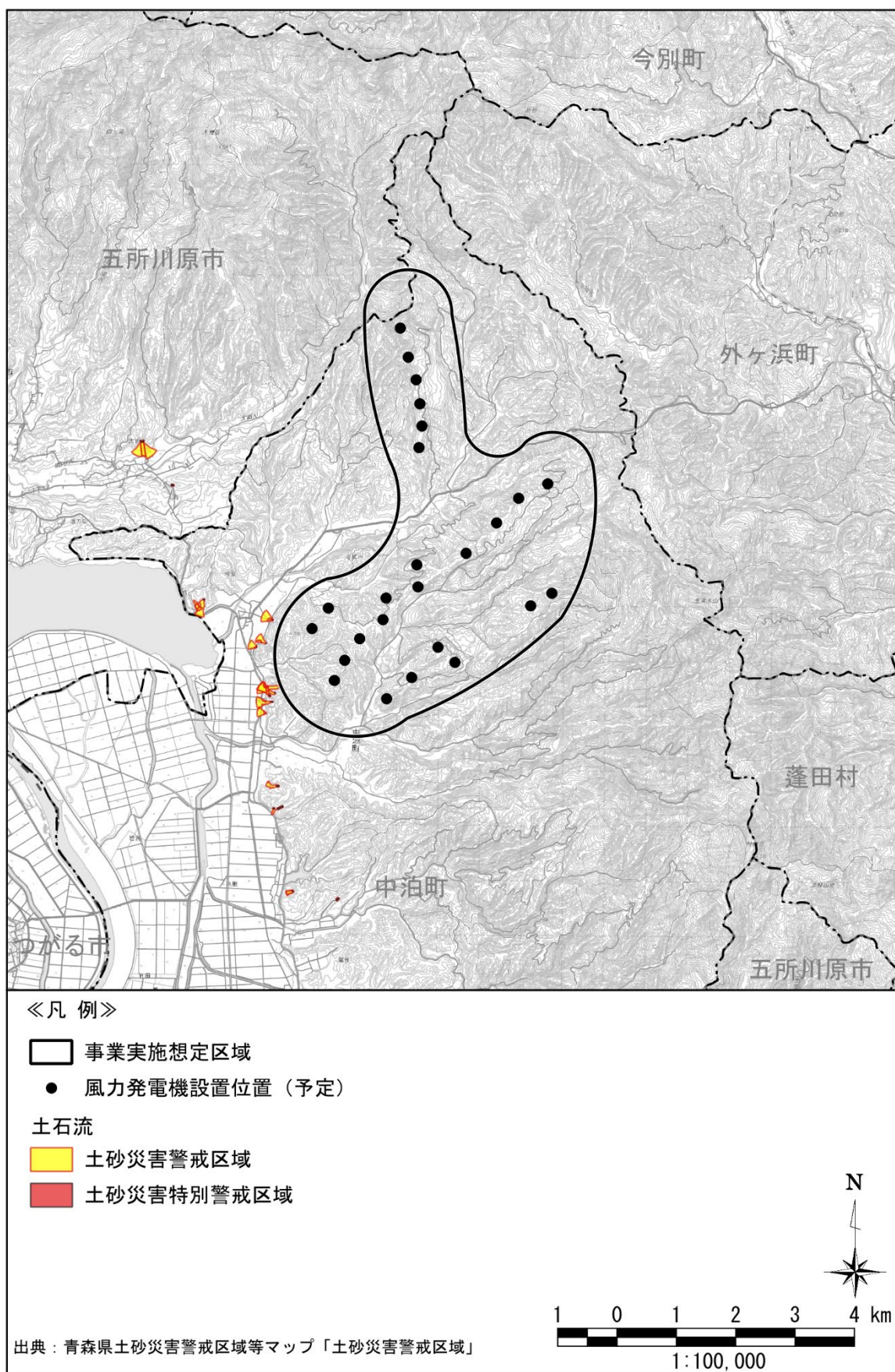


図 3-2-8-9 土石流の警戒状況

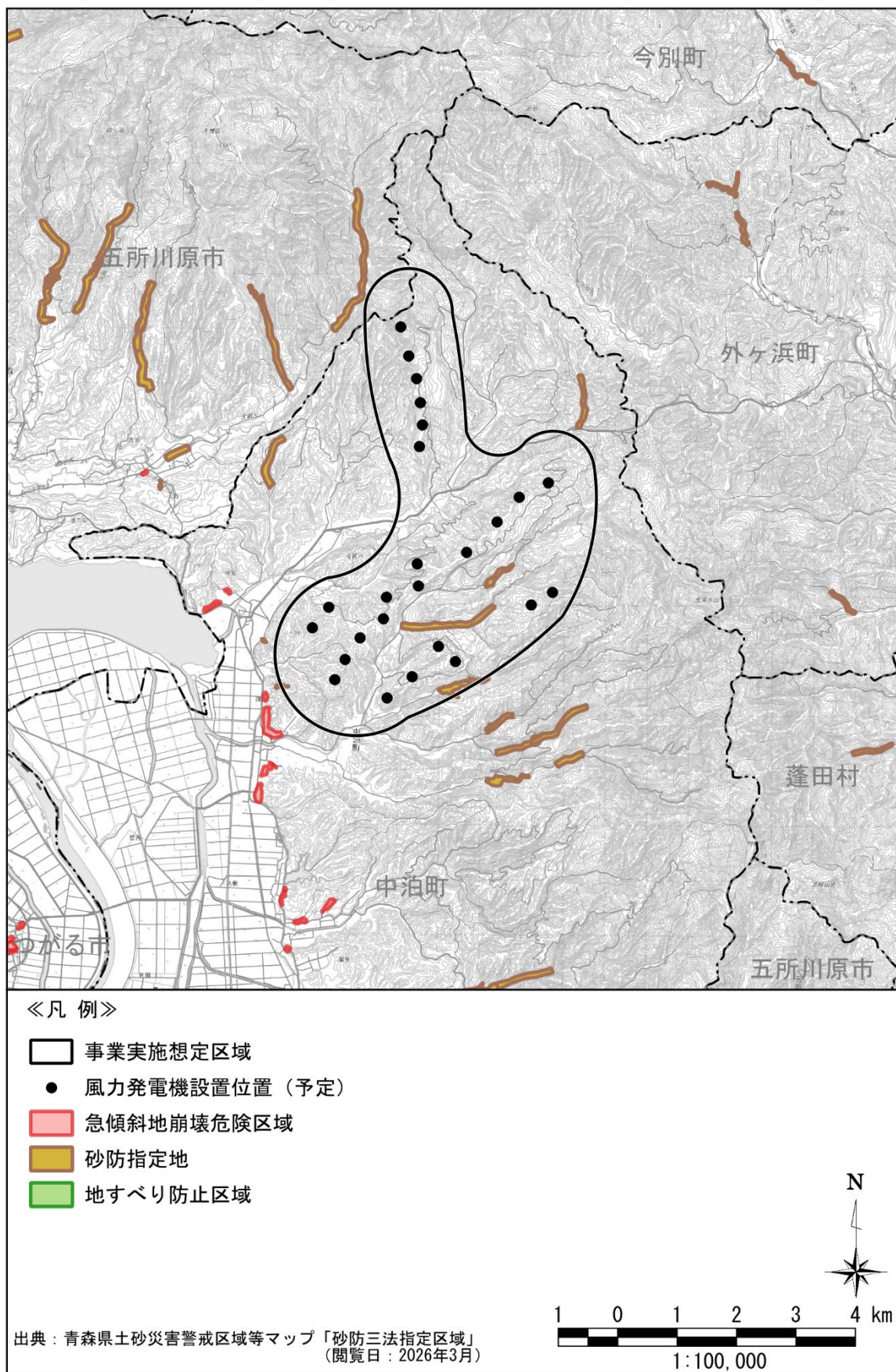
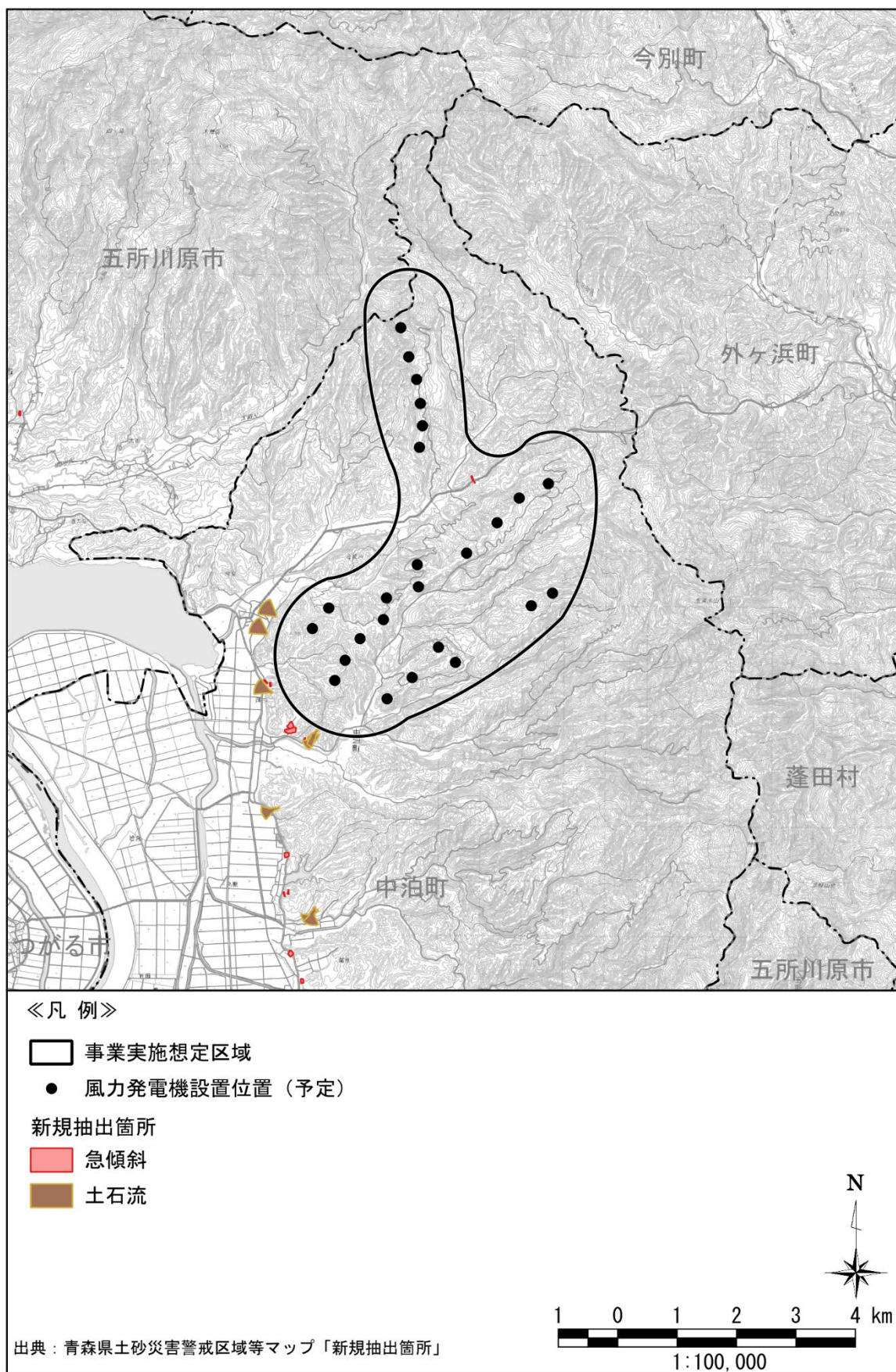


図 3-2-8-10 砂防三法指定区域



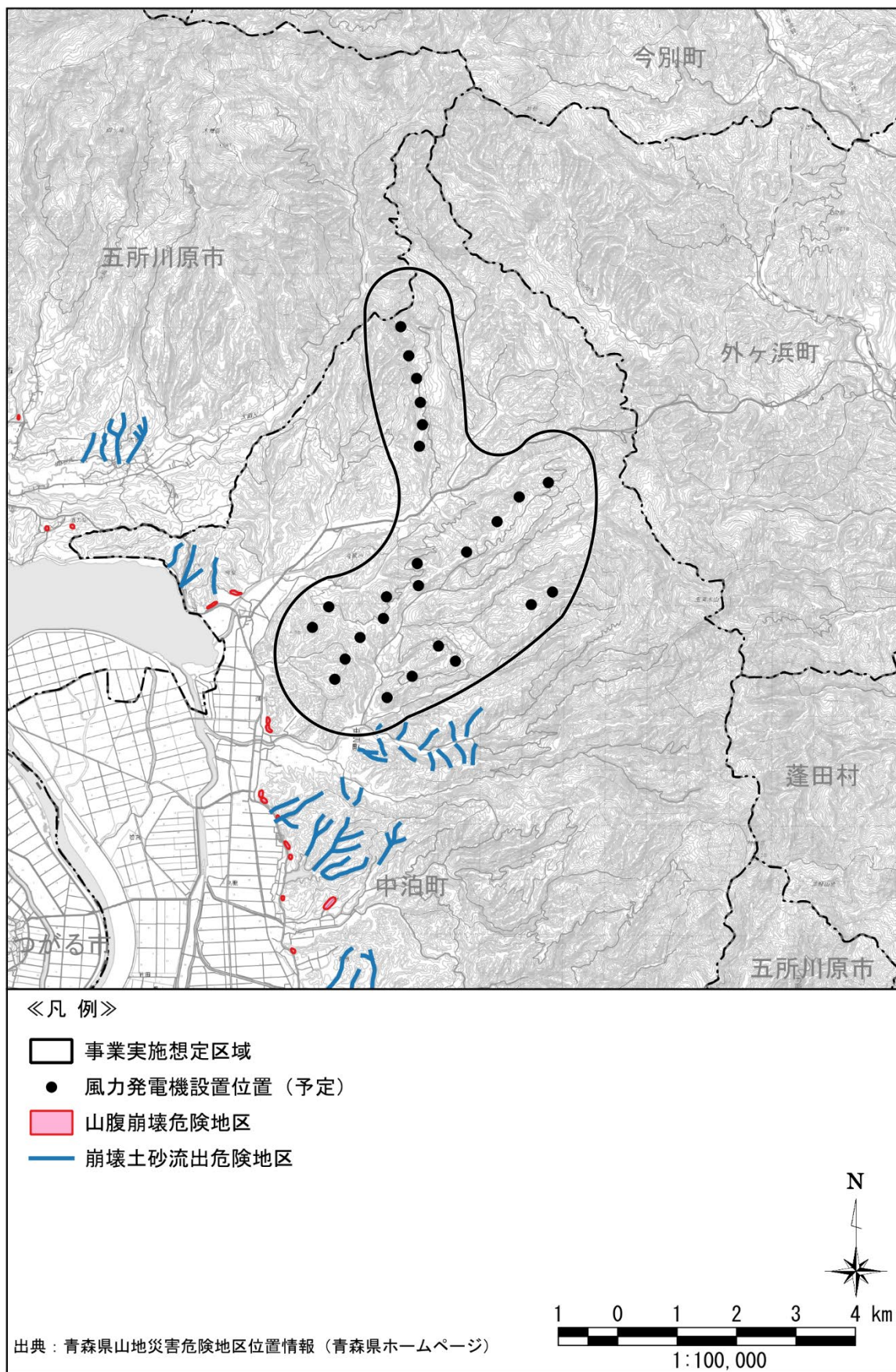


図 3-2-8-13 山地災害危険地区の指定状況

3-2-9 関係法令による規制状況のまとめ

事業実施想定区域及びその周辺の関係法令による指定及び規制状況を表 3-2-9-1(1)～(2)に示す。

なお、周辺地域については、地域の土地利用計画や環境保全に関する法令の適用状況は面的に広がりをもって存在することから、これらの分布状況を適切に把握するため、事業実施想定区域を中心とした一定範囲として半径 2km を設定した。

表 3-2-9-1(1) 関係法令による指定及び規制状況

地域・地区等			法令との関連の有無		法令等
			事業実施 想定区域	周辺地域 半径 2km 内	
土地利用計画に係わるもの					
都市地域	都市地域		×	×	都市計画法
	市街化調整地域		×	×	
農業地域	農業地域		○	○	農業振興地域の整備に関する法律
	農用地区域		○	○	
森林地域	国有林		○	○	森林法
	地域森林計画対象民有林		○	○	
	保安林		○	○	
公害防止に係わるもの					
大気汚染	環境基準		○	○	環境基本法
	排出基準		○	○	大気汚染防止法
水質汚濁	環境基準	健康項目	○	○	環境基本法
		生活環境項目	×	○	
	排水基準		○	○	水質汚濁防止法
	上乗せ排水基準		×	×	排水基準を定める条例
土壌汚染	環境基準		○	○	環境基本法
	農用地土壌汚染対策地域		×	×	農用地の土壌の汚染防止に関する法律
	要措置区域及び 形質変更時要届出区域		×	×	土壌汚染対策法
騒 音	騒音に係る環境基準		×	×	環境基本法
	騒音規制地域		×	×	騒音規制法、青森県公害防止条例
振 動	振動規制地域		×	×	振動規制法、青森県公害防止条例
悪 臭	悪臭規制地域		○	○	悪臭防止法、青森県公害防止条例
その他環境保全計画等					
保護地域			×	○	青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例
保全区域			○	○	

○：指定地域等がある。×：指定地域等はない。

表 3-2-9-1(2) 関係法令による指定及び規制状況

地域・地区等		法令との関連の有無		法令等
		事業実施 想定区域	周辺地域 半径 2km 内	
自然環境保全に係わるもの				
自然公園等	国立公園	×	×	自然公園法
	国定公園	×	○	
	県立自然公園	×	×	青森県立自然公園条例
自然環境 保全地域等	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
	自然環境保全地域	×	×	
	県自然環境保全地域	×	×	青森県自然環境保全条例
	県開発規制地域	×	×	
	県緑地保全地域	×	×	
世界遺産	文化遺産、自然遺産、複 合遺産	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の 保護に関する条約
鳥 獣 保 護 区 等	鳥獣保護区	×	○	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律
	特定猟具使用禁止区域 (銃)	×	×	
	休猟区	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿 地		×	×	特に水鳥の生息地として国際的 に重要な湿地に関する条約
保全地域		○	○	青森県ふるさとの森と川と海の 保全及び創造に関する条例
文化財に係わるもの				
史跡・名勝・天然記念物 (注：地域を定めず指定は除く)		×	×	文化財保護法
		×	○	青森県文化財保護条例等
埋蔵文化財		○	○	文化財保護法
景観に係わるもの				
大規模行為景観形成基準		○	○	青森県景観条例
ふるさと眺望点		×	×	
景観計画重点地区		×	×	外ヶ浜町景観条例
景観計画区域		×	○	
景観計画重点地区		×	×	つがる市景観条例
景観計画区域		×	×	
国土保全に係わるもの				
保安林		○	○	森林法
土砂災害警戒区域		×	○	土砂災害警戒区域等における土 砂災害防止対策の推進に関する 法律
砂防指定地		○	○	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域		×	○	急傾斜地等の崩壊による 災害防止に関する法律
地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
海岸保全区域		×	×	海岸法
河川保全区域		×	×	河川法

○：指定地域等がある。×：指定地域等はない。